杉並区職員白書

令和6年度(2024)

令和6年9月

杉 並 区

職員白書 令和6年度(2024)の 発行にあたって

杉並区では、職員の現状を区民の皆様だけでなく職員自身にも知ってもらうことを 目的に、平成13年度から職員白書を発行してきました。

また、平成16年に地方公務員法が改正され、人事行政の運営等の状況の公表に関する事項が定められ、杉並区においても、改正された地方公務員法の規定に基づいて、平成17年3月に、「杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、人事行政のより一層の公正な運営と透明性の向上を図ることとしました。

職員白書は、条例に基づく人事行政の運営等の状況の公表を行うものとして、職員の現状等および地方公務員法に規定する人事委員会からの業務状況報告をあわせて、発行しているものです。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

~ 目 次 ~

Ι	職員の	D勤務環境をめぐる近年の動き・・・・・・・・・・・ 1
I	表とな	ブラフで見る職員の現状
	第1	職員
	1	区職員の配置の現状・・・・・・・・・・・・・・・・
	2	職員数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	3	年齢別・男女別職員数・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	4	職種別職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
	5	職層別職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	6	級及び職制上の段階ごとの職員数・・・・・・・・・・ 1 O
	7	障害者雇用率・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
	第2	採用、昇任、処分、退職
	1	採用······13
	2	昇任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <i>14</i>
	3	処分・・・・・・・・・・・・・19
	4	退職・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
	5	退職管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
	第3	勤務条件
	1	勤務時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
	2	年次有給休暇・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
	3	特別休暇等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
	4	育児休業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
	5	配偶者同行休業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
	6	介護休暇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
	第4	職員の給与と人件費
	1	区職員の給与決定のしくみ・・・・・・・・・・・ 26
	2	区職員の給与・・・・・・・・・・・・・・・・・26

	3	職層別給与、職種別給与・・・・・・・・・・・・・・クフ
	4	ラスパイレス指数・・・・・・・・・・・・・・ <i>28</i>
	5	人件費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <i>29</i>
	第5	健康管理
	1	所属別定期健康診断受診状況・・・・・・・・・・・・ <i>30</i>
	2	長期病気休暇取得者数、病気休職者数・・・・・・・・・・31
	3	職員健康相談室利用状況・・・・・・・・・・・・・・・32
	第6	職員の福祉・共済・公務災害補償制度
	1	厚生制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
	2	共済制度••••••• <i>34</i>
	3	公務災害補償制度 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	4	その他の厚生制度・・・・・・・・・・・・・・・ 35
	第7	職員の人材育成と人事評価
	1	研修受講回数及び受講者数・・・・・・・・・・・・ <i>36</i>
	2	人事評価制度と目標申告・・・・・・・・・・・・・・・ 37
Ш	特別	区人事委員会の業務状況の報告 ・・・・・・・・・・・ <i>38</i>

【元号表記について】

表やグラフにおける「〇〇年度」の取扱いは、以下のとおりです。

〇 30年度まで:平成

〇 元年度以降 : 令和

I 職員の勤務環境をめぐる近年の動き

(令和4年度~令和6年度)

(1) 利害関係者との接触に関する指針の策定(令和6年度)

職務に利害関係がある者との接触において、禁止行為等を明らかにし、遵守すべき事項を定めることにより、職務上必要となる利害関係者との接触が区民から疑惑や不信を招くようなことがないようにするため、「利害関係者との接触に関する指針」を策定しました。

(2) 会計年度任用職員の処遇改善の実施(令和6年度)

報酬上限額の引き上げや生理休暇の有給化を行ったほか、ボランティア休暇、災害休暇を導入しました。また、これまで支給していた期末手当に加え、勤勉手当の支給を開始しました。

(3) 杉並区定員管理方針の改定(令和5年度)

区立児童相談所の職員の採用者数を増やす必要が生じたこと、平時のうちから計画的に保健所体制を整備しておくこと等とされたこと、新たな行政需要への対応が求められていることや区政を取り巻く社会経済環境の変化への対応に加え、区長公約において示された取組の実現や、区民参画に基づく対話協調型区政の更なる推進を図るため、総合計画・実行計画等の改定を行ったことから、改定後の計画を踏まえた職員体制を確保する必要があり、杉並区定員管理方針の改定を行いました。

(4) パートナーシップ関係の相手方を有する職員に係る給与・休暇制度等の改正 (令和5年度)

杉並区パートナーシップ制度を導入したこと等を踏まえ、令和5年7月から、配偶者を対象に含む給与・休暇制度等について、パートナーシップ関係の相手方を対象に加え、配偶者と同等の取扱いとすることとしました。

(5) 管理職選考種別Ⅱ類の指名制実施(令和5年度)

管理職の安定的な確保のため、管理職選考種別 II 類については、令和5年度の実施分から従来の申込制に替えて指名制により実施しています。それに伴い、管理職任用待機者研修のカリキュラムの見直しを行い、管理職に求められる資質の向上を促す研修を実施しました。

(6) 定年の引上げ(令和5年度)

地方公務員法の改正に基づき、区の規定改正も行い、定年を 65 歳まで段階 的に引き上げるほか、役職定年制(管理監督職勤務上限年齢制)や定年前再任 用短時間勤務制などを導入しました。

(7) オンライン研修の本格実施(令和4年度)

全管理職・係長級職員を対象としたハラスメント研修に、厚生労働省の研修動画を活用するなど、オンライン研修の本格実施を開始しました。また、人材育成係のHPに実務研修等の動画をアップし、自学環境の充実や職場のOJT支援に努めています。

(8) 育児休業制度の改正(令和4年度)

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に基づき、区の規定改正も行い、 育児休業の取得回数の制限を緩和することなどにより、夫婦交替での育児休業の 取得や、男性職員の育児休業が取得しやすくなりました。

(9) 地方公務員等共済組合制度への移行(令和4年度)

地方公務員等共済組合法等の改正に伴い、暫定再任用短時間勤務職員及び会計 年度任用職員について、健康保険(全国健康保険協会管掌)から地方公務員等共 済組合制度(短期給付・福祉事業)に移行しました。

(10) 杉並区障害者活躍推進計画の策定(令和4年度)

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、国及び地方公共団体は、障害のある職員の職業生活における活躍の推進に関する取組計画を策定することが義務づけられました。これをうけ、令和2年4月に「杉並区障害者活躍推進計画」を定め、令和4年4月に改定版を策定しました。今後本計画に基づき、障害のある職員が活躍できる職務環境を整備し、障害者の雇用を継続的に進めます。

Ⅱ 表とグラフで見る職員の現状

第1職員

区職員の配置の現状

令和6年4月1日現在の職員数は、3,583人(特別職を除き、暫定再任用フルタイム 勤務職員 168 人を含む。)となっています。このほか、再任用短時間勤務職員 190 人が 配置されているほか、会計年度任用職員が従事しています。

			±∧ +n	/25 E	= 60 pt =	1	
部 等	課等	常勤	幹部 暫定再任用 フル外数	常勤	長級以下 暫定再任用 フル外数	再任用 短時間	会計年原 (一般)
政	企画課	6	1	22			
策経	財政課	1		10	1		
	情報管理課 営繕課	2		45 45	2	2	
那	計 計	11	1	122	3	2	
総務部	総務課	3		15			
勝解	秘書課	1		3			
пÞ	人事課 人材育成係	1		35 5			
	人事課 小計	1		40			
	経理課	1		28	4	1	1
	広報課	1		14			
	区政相談課	8		102	3	5 6	
危	危機管理対策課	2		5	7 1		1
! **	防災課	1		16	_		-
	計	3		21	1		2
区民	管理課	2		10			
生	統計係 男女共同·犯罪被害者支援係	1		6 4			
舌	消費者センター			3	1		1
部	管理課 小計	3		23	1		1
	区民課		1	94	5	1	3
	井草区民係 西荻区民係			8 11	2	1	
	高円寺区民係			9	2 1	1	
	高井戸区民係			14			
	永福和泉区民係			12		1	
	荻窪区民係		4	13	1	1	-
	区民課 小計 地域課	1	1	161 20	9	6	- 5
	井草地域活動係	İ		3			
	西荻地域活動係	1		2	1		
	荻窪地域活動係		1	2	1		
	阿佐谷地域活動係 高円寺地域活動係	1	1	3	1		
	高井戸地域活動係			2	1		
	永福和泉地域活動係	1		2	1		
	地域課 小計	4	2	37	5		1
	課税課	1		65		1	1
	<u>納税課</u> 文化・交流課	1		48 15		2	
	スポーツ振興課	1		17			
	計	11	3	366	15	9	12
	を振興センター	3		27	1	2	1
保護	管理課	2 1		25 56	3	1	1
	国保年金課 障害者施策課	1		69	3	1	1
业	基幹相談支援係			9		<u> </u>	
部	こども発達センター			33	3	2	
	障害者施策課 小計	1		111	3	3	1
	障害者生活支援課 すぎのき生活園	1		15 56	5		1
	こすもす生活園	•••••	l	24	1		
	なのはな生活園			27			
	障害者生活支援課 小計	1		122	6		2
	高齢者施策課高齢者在宅支援課	1	1	19 33	3	1	
	介護保険課	1		48	3	1	2
	在宅医療・生活支援センター	1		13		i	
	杉並福祉事務所	1	1	61		1_	1
	高円寺事務所高井戸事務所	-	1	45 27	2	2	1
	尚升尸 争務所 杉並福祉事務所 小計	1 2	2	133	2	3	1 4
	計	11	3	560	24	11	13
<u> </u>	健康推進課	3		29			1
並保	生活衛生課	1		46	-	2	
建	保健予防課 保健サービス課(荻窪)	1		29	1 2	2	-4
听	高井戸保健センター	1		27 25	2	<u>4</u> 1	1
	和泉保健センター			8	1	2	
	高円寺保健センター	1		24		2	
	上井草保健センター 保健サービス課 小計	2		11 95	3	9	2
	計	7		199	4	13	4
子	管理課	3		36			1
	地域子育て支援課	1		20			
もま	荻窪子どもセンター			2			
疰	高井戸子どもセンター 高円寺子どもセンター			1	1		
	高円寺子どもセンター 上井草子どもセンター			1 1	1		
部	和泉子どもセンター			1			
邮		1		26	2		1
邮	地域子育て支援課 小計	_					
部	子ども家庭支援課			22	2	1	
部	子ども家庭支援課			14		1	
部	子ども家庭支援課 荻窪地域子ども家庭支援担当 高井戸地域子ども家庭支援担当			14 13	1	1	
部	子ども家庭支援課			14		1	

	—————————————————————————————————————						
	~ <i>"</i>			(令和6年	4月1	日現在)
部	-m -m		幹部	係長	級以下	再任用	会計年度
等	課等	常勤	暫定再任用 フル外数	常勤	暫定再任用 フル外数	短時間	(一般)
子	保育課	2		78	2	16	26
بخ ا	保育所(27)			593	11	31	64
家	小規模保育事業所	2			13	4	10
庭	保育課 小計 児童青少年課	2		671 41	13	51 3	100 11
部	児童館(25)			156	7	12	46
	子ども・子育てブラザ(7)			45	2		26
	児童青少年課 小計	2		242	10	15	83
	下高井戸子供園	1	1	4			8
	堀ノ内子供園		1	4	1		7
	高円寺北子供園	1		4			5
	成田西子供園 高井戸西子供園	2 1	1	4			8
	西荻北子供園	2	-	4			6
	計	16	3	1102	29	68	260
都	管理課	4		30	1	2	7
立	住宅課	1		14			6
整備	建築課	1	<u> </u>	25	3	2	5
部	市街地整備課 土木管理課	5 2	1	48 21	2	1	6
	土木計画課	2	1	25	2	1	2
	<u> </u>			21	1	3	2
	みどり公園課	1		27	4		3
	南公園緑地事務所			4	1	3	1
	杉並児童交通公園管理事務所					3	
	蚕糸の森公園管理事務所 柏の宮公園管理事務所		ļ			2 2	1
	北公園緑地事務所			4	1	4	
	馬橋公園管理事務所				•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••	2	
	みどり公園課 小計	1		35	6	16	5
	杉並土木事務所	1		29	4	3	6
	計 I vest tobs else	17	2	248	19	30	41
環境	環境課	3	1	30 12	1	2	10
部	ごみ 減量対策課 清掃事務所	1	1	97	4	3	3
	高円寺車庫係			22	2	3	
	方南作業係			54	1	2	
	清掃事務所 小計	1		173	7	8	3
A =	計 ! Mr - m - ch	4	1	215	8	10	16
会計	十管理室	1	1	19	110	4	2
選挙	区長部局 計	92	14	2981 9	112	151	693
	E委員事務局		1	5	2	2	
区制	美会事務局		2	14			4
教	庶務課	2		30			7
育委	教育人事企画課	1		9		-	3
員	学務課 特別支援教育課	1 1		23 10		1	8 22
金	学校整備課	2		15		1	22
事	学校支援課	1		14	2		6
務局	生涯学習推進課		1	7			7
~	社会教育センター			7	2		5
	郷土博物館		ļ	4		2	9
	生涯学習推進課 小計 済美教育センター	4	1	18 20	2	2	21 56
	就学前教育支援センター			20	1		- 30
	中央図書館		1	24	2	1	9
	柿木図書館			6	1	3	7
	高円寺図書館		ļ	6	6	6	5
	西荻図書館			7	1	6	5
	図書館 小計	12	1 2	43 184	10 15	16 20	26 151
学	計 小学校 (40)	3	2	77	5	12	88
校	中学校 (23)	ĽŤ		12	6	4	47
	特別支援学校 (1)			8	2	1	1
	計計	3		97	13	17	136
	教育委員会 計	15	2	281	28	37	287
派遣	特別区人事·厚生事務組合 京京都長期高齢者医療広境連合	-		2			
等	京京二十三区特得一部李務組合	l	1	3	3	 	
	南相馬市		1	2	- 3		
	杉並区障害者雇用支援李樂団			1	1		
	杉並区スポーツ接臭財団			2			
	杉並区交流協会			1			
	杉並区社会福祉協議会				1	 	
	^{杉並区成年後見センター} 地方税共同機構	ļ		1	1	-	
	地方祝天问機傳 計		1	17	6		
		108		3307			
	職員数 合計		128		3455	190	984
	特別職	5		her we set			
>>< A	事課には、厚生労働	h ない かたこ	※1 市市	P47 Vi元 284 ·	1 32 - 1	- / Str 15	

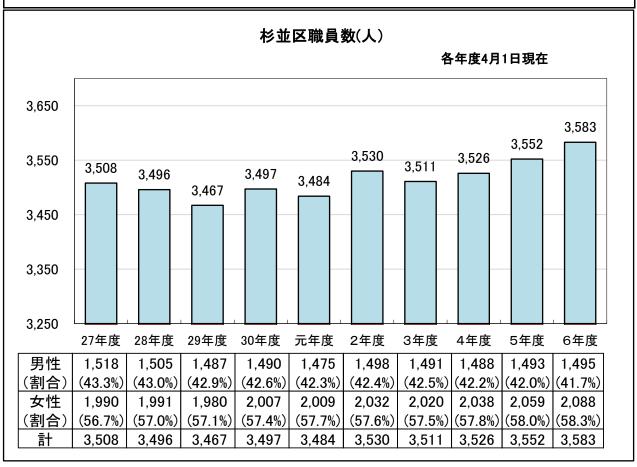
特別服 5 ※人事課には、厚生労働省派遣 1、東京都派遣 1、ジェイコム派遣 1 を含む。 ※文化・交流課には、易寄市派遣 1 を含む。 ※児臨村藤所設置準備課には、東京都派遣 4、板橋区派遣 2、中野区派遣 5、港区派遣 2、世田谷区派遣 6、豊島区派遣 3、江戸川区派遣 1、荒川区 派遣 2、さいたま市派遣 2、川崎市派遣 2、横浜市派遣 1、神奈川県派遣 2

を含む。 ※都市整備部管理課には、東京都派遣2を含む。

2 職員数の推移

区は、これまで、増大・多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応するとともに、 絶えず施策・事業の評価・検証を行い、実施主体の見直しや組織の改編、職員の採用 抑制などにより、職員定数の適正化を図ってきました。

今後も、行政のデジタル化の推進、首都直下地震への備えをはじめとした減災・防 災対策、感染症対策、児童虐待防止対策、地球温暖化対策などへの対応を図るととも に、持続可能な行財政運営を推進するために、より効果的な執行体制を目指し、更な る職員数の適正管理に努めます。



※特別職を除き、暫定再任用フルタイム勤務職員(令和4年度までは、再任用フルタイム勤務職員)を含む。

【参考】 再任用短時間勤務職員数(人)

各年度4月1日現在

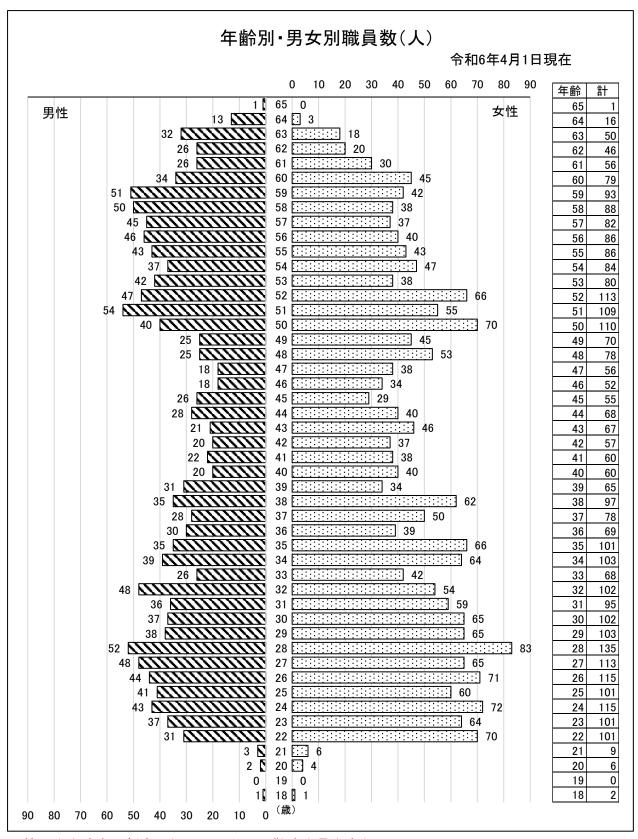
27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
328	288	257	263	253	216	216	228	195	190

[※]令和5年度は、暫定再任用短時間勤務職員数。

[※]令和6年度は、暫定再任用短時間勤務職員数及び定年前再任用短時間勤務職員数。

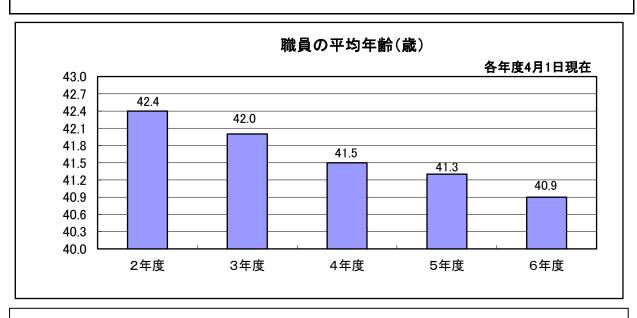
3 年齡別 男女別職員数

22 歳以上 32 歳以下の職員と 50 歳以上 59 歳以下の職員は、それぞれ、100 人前後であるのに対し、39 歳以上 47 歳以下の職員は、60 人前後となっています。



※特別職を除き、暫定再任用フルタイム勤務職員を含む。

職員採用数を増やしていることなどから、39歳以下の職員の割合は、42.0%(令和2年度)から49.7%(令和6年度)に上がっており、職員の平均年齢も下がる傾向にあります。



	上下	749 735	803	844	865	901
40歳以上49歳以	下	735				
		/ 33	744	789	833	880
40歳以上49歳以下 50歳以上		787	767	710	669	623
		1,259	1,197	1,183	1,185	1,179
合計		3,530	3,511	3,526	3,552	3,583
100%						
80%	21.2%	22.9%	2	3.9%	24.3%	25.1%
	20.8%					-0-0-0-1
60%	20.0%	21.2%	2	2.4%	23.5%	24.6%
	22.3%		3 5	1117	11111	
割 40%	22.3/	21.8%	2	0.1%	18.8%	17.4%
合			1 1			
20%	35.7%	34.1%	3	3.6%	33.4%	32.9%
0%	2年度	3年度	<u> </u>	年度	 5年度	6年度

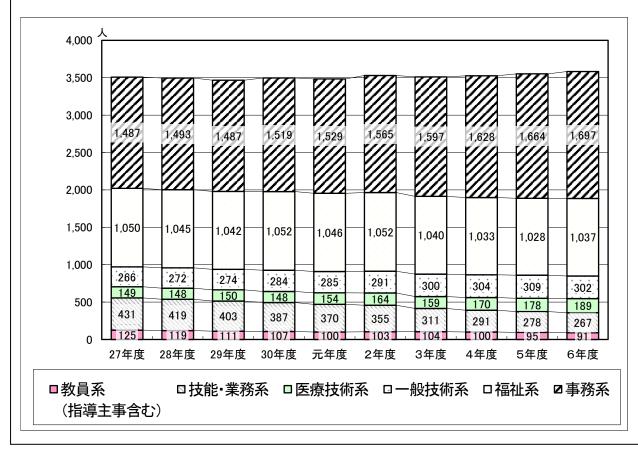
※それぞれ特別職を除き、暫定再任用フルタイム勤務職員(令和4年度までは、再任用フルタイム勤務職員)を含む。

4 職種別職員数

区の職員を職種別で見ると、職員総数 3,583 人のうち、事務系が 1,697 人(47.4%)、福祉系が 1,037 人(28.9%)、一般技術系が 302 人(8.4%)、医療技術系が 189 人(5.3%)、技能・業務系が 267 人(7.5%)、教員系 91 人(2.5%) となっています。

				職種	 割職員	数(人)		各:	年度4月 [·]	Ⅰ日現在
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
事務系	1,487	1,493	1,487	1,519	1,529	1,565	1,597	1,628	1,664	1,697
争扬术	(677)	(686)	(685)	(712)	(719)	(741)	(758)	(778)	(810)	(834)
福祉系	1,050	1,045	1,042	1,052	1,046	1,052	1,040	1,033	1,028	1,037
田仙木	(919)	(916)	(919)	(922)	(917)	(910)	(899)	(892)	(883)	(886)
一般技術系	266	272	274	284	285	291	300	304	309	302
放权训术	(50)	(52)	(54)	(60)	(63)	(66)	(70)	(74)	(73)	(75)
医療技術系	149	148	150	148	154	164	159	170	178	189
区原仅侧尔	(136)	(137)	(139)	(138)	(143)	(152)	(147)	(159)	(166)	(176)
技能•業務系	431	419	403	387	370	355	311	291	278	267
及能"未伤术	(120)	(114)	(105)	(99)	(94)	(87)	(68)	(61)	(53)	(46)
教員系	125	119	111	107	100	103	104	100	95	91
(指導主事含む)	(88)	(86)	(78)	(76)	(73)	(76)	(78)	(74)	(74)	(71)
合計	3,508	3,496	3,467	3,497	3,484	3,530	3,511	3,526	3,552	3,583
	(1,990)	(1,991)	(1,980)	(2,007)	(2,009)	(2,032)	(2,020)	(2,038)	(2,059)	(2,088)

※()内の数値は、女性の数で内数。



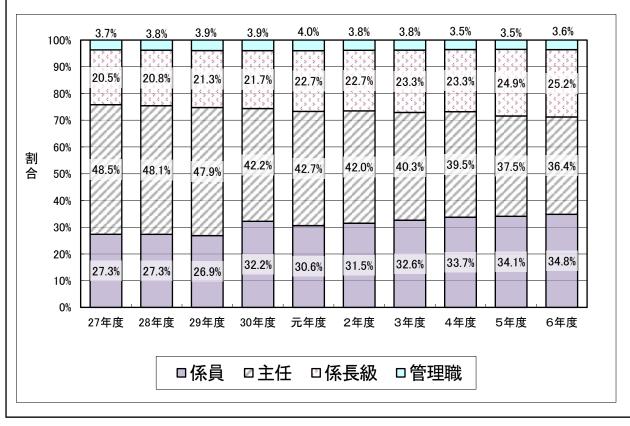
※特別職を除き、暫定再任用フルタイム勤務職員(令和4年度までは、再任用フルタイム勤務職員)を含む。

5 職層別職員数

区の職員を職層別で見ると、主任以上の職員が約70%となっています。 令和6年4月1日での職層別の割合は、管理職128人(3.6%)、係長級903人(25.2%)、 主任1,305人(36.4%)、係員1,247人(34.8%)となっています。

				職师	層別職 員]数(人)	各:	年度4月1	1日現在
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
管理職	129	132	136	138	138	135	132	125	124	128
日垤啦	(24)	(29)	(28)	(30)	(31)	(32)	(28)	(23)	(25)	(30)
係長級	719	726	739	758	792	801	819	820	885	903
示文	(264)	(273)	(277)	(305)	(333)	(341)	(359)	(359)	(408)	(427)
主任	1,701	1,681	1,661	1,475	1,488	1,484	1,415	1,392	1,333	1,305
工任	(1,082)	(1,069)	(1,047)	(906)	(929)	(924)	(895)	(896)	(852)	(839)
係員	959	957	931	1,126	1,066	1,110	1,145	1,189	1,210	1,247
休貝	(620)	(620)	(628)	(766)	(716)	(735)	(738)	(760)	(774)	(792)
合計	3,508	3,496	3,467	3,497	3,484	3,530	3,511	3,526	3,552	3,583
	(1,990)	(1,991)	(1,980)	(2,007)	(2,009)	(2,032)	(2,020)	(2,038)	(2,059)	(2,088)

※()内の数値は、女性の数で内数。



※特別職を除き、暫定再任用フルタイム勤務職員(令和4年度までは、再任用フルタイム勤務職員)を含む。

※主任の数値のうち、平成29年度までの数値は、主任ではなく主任主事

6 級及び職制上の段階ごとの職員数

区では等級別基準職務表を定め、職務の級ごとに、その基準となる職務を定めています。7つの給料表別に定める職務の級ごとの人数は、次のとおりです。

本数値の公表は職務給の原則の徹底を図るため、等級及び職制上の段階ごとの職員の数を公表するとした地方公務員法第58条の3の規定に基づくものです。

行政職給料表(一)

一 	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	計	内	訳	Į	哉制上の段階	当
明が分り収	寺畝別基準戦務表に尻足りる基準となる戦務	人	%	職名	人	人	%	段階
1級	係員の職務	1, 105	35. 0	係員	1, 105	1, 105	35. 0	係員
2級	主任の職務	1, 129	35. 7	主任	1, 129	1, 129	35. 7	主任
3級	係長、担当係長又は主査の職務	568	18. 0	係長	95	568	18. 0	係長
				担当係長	128			
				主査	307			
				保育園長	16			
				児童館長	22			
4級	課長補佐の職務	257	8. 1	係長	144	257	8. 1	課長補佐
				担当係長	92			
				主査	5			
				保育園長	13			
				児童館長	3			
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	74	2. 3	課長	47	74	2. 3	課長
				担当課長	27			
				副参事	0			
6級	部長、担当部長又は参事の職務	28	0. 9	部長	13	28	0. 9	部長
				担当部長	6			
				参事	9			
	合計	3, 161	100.0					

行政職給料表(二)

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務		i l	内	訳	職制上の段階		
相似が分りが入	寺椒別基準職務衣に尻足りる基準となる職務	人	%	職名	人	人	%	段階
1級	係員の職務	25	8. 2	技能 1 級職	25	25	8. 2	係員
2級	技能主任の職務	229	74. 8	技能主任	229	229	74. 8	技能主任
3級	技能長又は担当技能長の職務	48	15. 7	技能長	42	48	15. 7	技能長
				担当技能長	6			
4級	統括技能長の職務	4	1. 3	統括技能長	4	4	1. 3	統括技能長
-	合計	306	100.0					

医療職給料表(一)

一時教の 郷	学処別甘淮聯致主に担守まる甘淮しかる聯致	合	計	内	訳	I	職制上の段階	Ł
中収が近りが入	職務の級 等級別基準職務表に規定する基準となる職務		%	職名	人	人	%	段階
1級	係長、担当係長又は主査の職務	0	0.0	係長	0	0	0.0	係長
2級	課長、担当課長又は副参事の職務	1	25. 0	課長	0	1	25. 0	課長
				担当課長	1			
3級	部長、担当部長又は参事の職務	3	75. 0	担当部長	1	3	75. 0	部長
				参事	2			
	合計	4	100.0					

医療職給料表(二)

一時数の の	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	計	内	訳	I	職制上の段階	当
明成が近り前次	守板川季学戦仍衣に尻たりる季学となる戦伤	人	%	職名	人	人	%	段階
1級	係員の職務	17	44. 7	係員	17	17	44. 7	係員
2級	主任の職務	7	18. 4	主任	7	7	18. 4	主任
3級	係長、担当係長又は主査の職務	13	34. 2	係長	0	13	34. 2	係長
				担当係長	8			
				主査	5			
4級	課長補佐の職務	1	2. 6	担当係長	1	1	2. 6	課長補佐
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	0	0.0	課長	0	0	0.0	課長
	合計	38	100.0					

医療職給料表(三)

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務。		計	内	訳	耳	哉制上の段降	皆
明の方の対象	寺献 別 委 学 暇 仿 衣 に 成 た す る 委 牛 こ な る 暇 仿	人	%	職名	人	人	%	段階
1級	係員の職務	67	42. 9	係員	67	67	42. 9	係員
2級	主任の職務	47	30. 1	主任	47	47	30. 1	主任
3級	係長、担当係長又は主査の職務	28	17. 9	係長	0	28	17. 9	係長
		0		担当係長	8			
		0		主査	20			
4級	課長補佐の職務	12	7. 7	係長	3	12	7.7	課長補佐
		0		担当係長	8			
		0		主査	1			
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	2	1. 3	課長	1	2	1.3	課長
		0		担当課長	1			
	合計	156	100.0					

幼稚園教育職員給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務・	合	計	内	訳	職制上の段階		
明明が分りが	寺	人	%	職名	人	人	%	段階
1級	教諭の職務	20	57. 1	教諭	20	20	57. 1	教諭
2級	主任教諭の職務	5	14. 3	主任教諭	5	5	14. 3	主任教諭
3級	副園長の職務	4	11.4	副園長	4	4	11. 4	副園長
4級	園長の職務	6	17. 1	園長	6	6	17. 1	園長
	合計	35	100.0					

学校教育職員給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	計	内訳		職制上の段階		
相似が分りが入	寺 敬別基準職務教に就たりる基準 C はる職務	人	%	職名	人	人	%	段階
1級	小学校、中学校又は特別支援学校の助教諭の職務	0	0.0	助教諭	0	0	0. 0	助教諭
2級	小学校、中学校又は特別支援学校の教諭の職務	19	36. 5	教諭	19	19	36. 5	教諭
3級	小学校、中学校又は特別支援学校の主任教諭の職務	18	34. 6	主任教諭	18	18	34. 6	主任教諭
4級	小学校、中学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	12	23. 1	主幹教諭	11	11	21. 2	主幹教諭
4 税区	小子校、中子校又は特別又抜子校の土軒教訓又は指導教訓の戦務	12		指導教諭	1	1	1. 9	指導教諭
5級	小学校、中学校又は特別支援学校の副校長の職務	3	5. 8	副校長	3	3	5. 8	副校長
	合計	52	100. 0					

※小数点第2位以下を四捨五入しているため、各級の割合の合計が100.0%にならない場合があります。

7 障害者雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律では、障害者の法定雇用率を定めており、事業 主に対する障害者の雇用を義務づけています。

国及び地方公共団体に係る法定雇用率は、段階的な引き上げにより令和6年から 2.8%となっており、令和8年7月からは3.0%に改められることとなっています。

これを踏まえ、区では計画的な障害者の採用を行っているところですが、令和6年 は職員総数の増加などにより、法定雇用率を下回ることとなりました。

单位:%

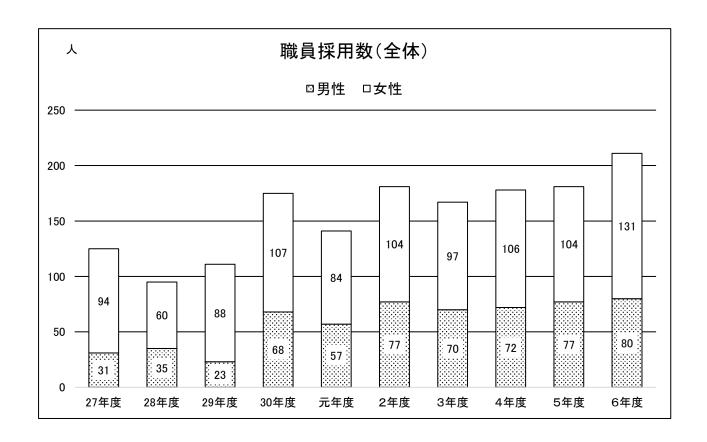
年	障害者雇用率	法定雇用率
令和6年	2. 70	2. 80
令和5年	2. 82	2. 60
令和4年	2. 66	2. 60
令和3年	2. 63	2. 60
令和2年	2. 75	2. 50
令和元年	2. 77	2. 50

※ 各年6月1日現在

第2 採用、昇任、処分、退職

1 採 用

持続可能な行財政運営を推進するとともに、多様な行政課題に柔軟に対応するため の配置を行うなど、職員定数の適正化を図りながら、新規採用職員の確保に努めてい ます。



新規採用職員の内訳(人)

令和6年9月1日現在

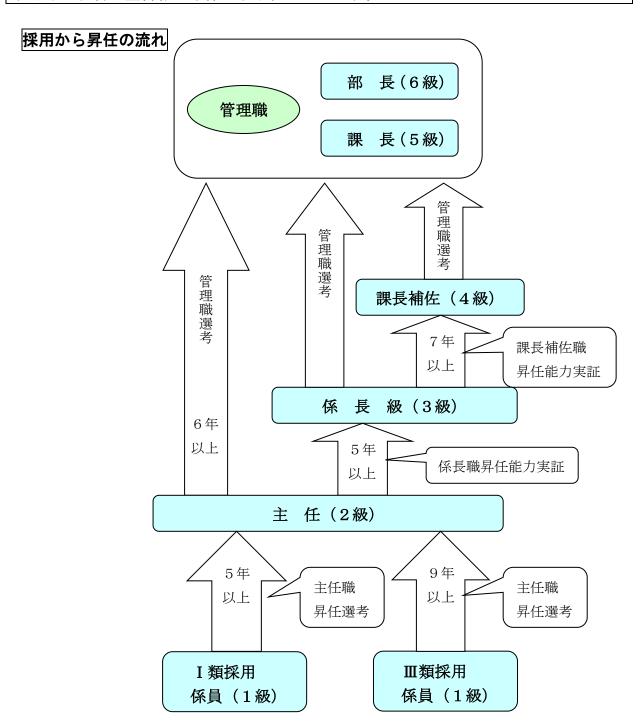
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
事務系	41(25)	54(28)	38(23)	96(50)	70(32)	90(42)	94(44)	102(48)	105(55)	115(59)
福祉系	62(57)	22(20)	55(53)	58(47)	41(33)	52(36)	38(33)	45(38)	46(36)	58(50)
一般技術系	17(7)	9(2)	8(2)	16(6)	14(4)	16(3)	20(5)	14(3)	18(2)	13(3)
医療技術系	4(4)	8(8)	8(8)	4(3)	15(14)	16(16)	10(10)	15(15)	12(11)	18(17)
技能·業務系	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5(0)
幼稚園教諭	1(1)	2(2)	2(2)	1(1)	1(1)	7(7)	5(5)	2(2)	0	2(2)
区費学校教員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	125(94)	95(60)	111(88)	175(107)	141(84)	181(104)	167(97)	178(106)	181(104)	211(131)

※各年度の新規採用職員(任期付採用職員は含まない)。

※()内の数値は、女性の数で内数。

2 昇 任

昇任にあたっては筆記試験等の選考や人事評価を基本とした能力実証があります。 近年、受験率の低迷等により管理職や係長職の確保が課題となっています。そのため、 管理職においては令和5年度より種別Ⅱ類について申込制から指名制にし、係長職に おいては行政系人事・給与制度の改正を踏まえ平成30年度より申込制から指名制に するなど、管理監督職の確保に取り組んでいます。



《参考》行政系人事・給与制度改正の主な内容(平成30年4月1日施行)

- ・ 1級職~3級職を廃止し、係長職の下に新1級職(係員)及び新2級職(主任)を新設
- 6級職(課長級)及び7級職(統括課長)を統合し、新5級職(課長級)とするととも に、部長級昇任を課長級6年以上に短縮

(1) 主任職昇任

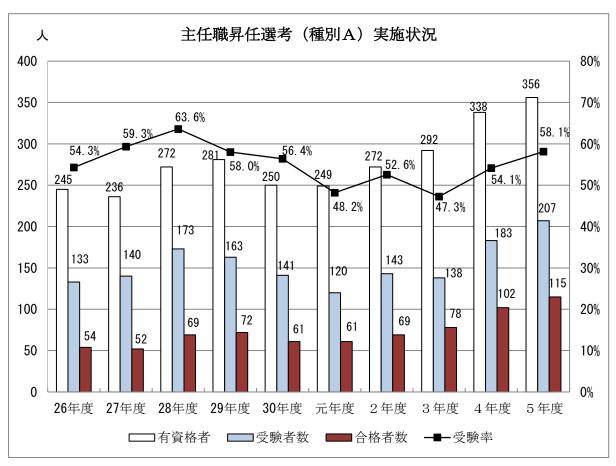
〇 有資格者(I類)

[種別A] 1級職5年以上、年齢41歳未満

(経験者1級職採用) 1級職3年以上、年齢41歳未満

[種別B] 1級職10年以上20年未満、年齢50歳未満

[種別C] 1級職20年以上、年齢58歳未満(令和5・6年度は59歳未満)



※ 平成 29 年度までの数値は、旧制度である主任主事昇任選考(短期)の実施状況。

《参考》主任主事昇任選考(旧制度:平成29年度まで)

〇 選考対象者(有資格者)

[短期] 2級職4年以上、年齢50歳未満

(経験者2級職採用) 2級職3年以上、年齢50歳未満

[長期A] 2級職12年以上、年齢37歳以上56歳未満

[長期B] 2級職5年以上、年齢52歳以上

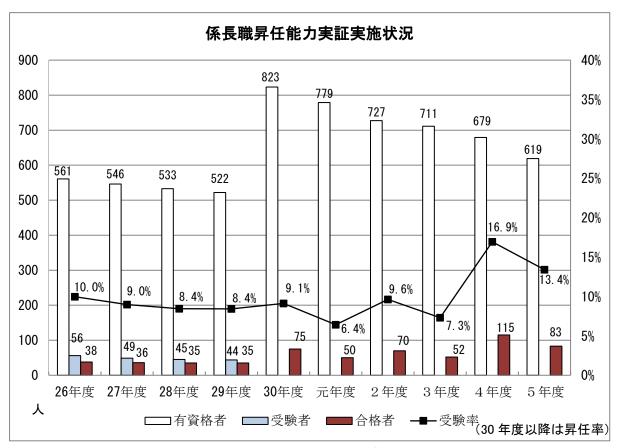
主任職昇任選考(種別A)合格者数と平均年齢(歳)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
合格者数(合計)	54	52	69	72	61	61	69	78	102	115
合格者数(女性)	35	30	33	46	33	38	43	47	64	70
平均年齢	32.5	31.0	30.1	30.4	29.9	30.5	29.9	30.6	29.4	29.5

(2) 係長職昇任

〇 有資格者

主任職5年以上、年齢59歳未満 (経験者B〈主任〉採用)主任職4年以上、年齢59歳未満 ※ 平成30年度から能力実証による指名制により実施



- ※ 平成 29 年度までの数値は、旧制度である係長職選考(一般)の実施状況。
- ※ 平成30年度以降は指名制となったため、受験者数は表示していない。

《参考》係長職昇任選考(旧制度:平成29年度まで)

〇 選考対象者(有資格者)

[一般] 主任主事5年以上、年齢50歳未満

(経験者主任主事 I 採用) 3級職 4年以上 年齢 50歳未満

[長期] 2級職15年以上うち3級職7年以上、年齢50歳以上58歳未満

※経験者採用は別規定あり

係長職昇任能力実証合格者数と平均年齢

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
合格者数(合計)	38	36	35	35	75	50	70	52	115	83
合格者数(女性)	17	15	12	18	42	30	42	25	69	38
平均年齢(歳)	40.2	40.6	39.5	39.5	41.2	44.0	44.6	40.6	43.2	42.3

(3) 課長補佐職昇任

課長補佐職昇任者数と昇任平均年齢

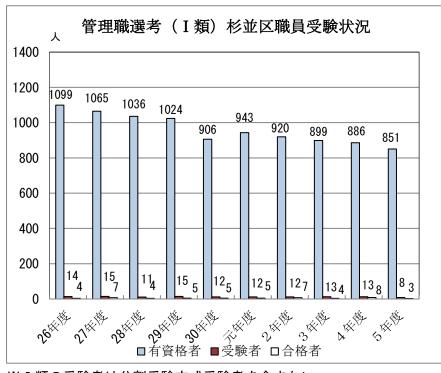
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
昇任者数(合計)	23	22	23	21	20	32	35	44	38	25
昇任者数(女性)	4	9	6	9	8	9	11	17	13	12
平均年齢(歳)	52.7	52.4	54.5	53.6	52.5	51.3	51.6	49.8	49.2	49.4

[※] 平成29年度までの数値は、旧制度である総括係長職の昇任者数及び昇任平均年齢。

(4)管理職選考

- 管理職選考(I類)は、特別区人事委員会の23区統一選考で実施しています。
- 〇 選考対象者

[I 類] 主任職6年以上、年齢55歳未満(全部受験・分割受験の場合)



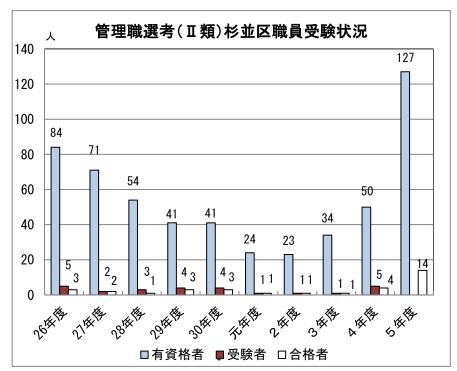
		()()
年度	合格者	内女性
26	4	1
27	7	2
28	4	0
29	5	0
30	5	0
元	5	1
2	7	1
3	4	1
4	8	3
5	3	0

(人)

※ I 類の受験者は分割受験方式受験者を含まない。

- 管理職選考(Ⅱ類)は、令和5年度から指名制により実施しています。
- 〇 有資格者

[Ⅱ類] 課長補佐職2年以上、年齢60歳未満



		(人)
年度	合格者	内女性
26	3	1
27	2	0
28	1	0
29	3	1
30	3	2
元	1	1
2	1	0
3	1	1
4	4	1
5	14	2

※ 令和5年度は指名制となったため、受験者数は表示していない。

《参考》管理職選考(Ⅱ類)(旧制度:令和4年度まで)

- 〇 特別区人事委員会の23区統一選考で実施
- 〇 選考対象者

課長補佐職2年以上、年齢46歳以上56歳未満

3 処 分

法令違反などの一定の義務違反があった場合、職員は懲戒処分を受け、道義的責任 が問われます。

職員一人ひとりが、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を有 していることを強く自覚する必要があります。

- 地方公務員法は、懲戒処分として免職、停職、減給、戒告の4種類を定めています。
- 〇 平成13年から、杉並区では「職員の懲戒処分等の公表基準」について定めており、 職員の懲戒処分等を行った場合に公表しています。

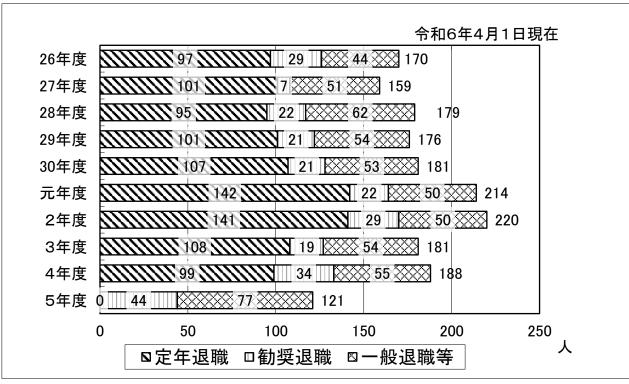
懲戒処分の概要

処分の内容	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
戒告	5人(公務中 の自動車酸、確認 不足街の店 店店街不正受 給)	2人(中学校 の給食室の 火災)	1人(公務中 の自動車運 転事故)	3人(法令等 に従う義務 違反、非公開 情報の誤提 供)	5人(予算計 上漏れ、超過 勤務手当の 不正受給、不 適切な情報 管理及び 意管理)
減給	1人 (ストーカー行為)		1人(盗撮行為)		1人(不適切 な情報管理 及び勤怠管 理)
停職1か月未満				1人(窃盗行 為)	1人(公務中 の自動車運 転事故)
停職 1 か月以上 6 か月以下		1人(中学校 の給食室の 火災)			1人(超過勤 務手当の不 正受給)
免職		2人(出退勤 の不正処理 及び超過勤 務の虚偽申 請、児童買 春)		1人(住民基 本台帳法違 反)	
計	6人	5人	2人	5人	8人

4 退 職

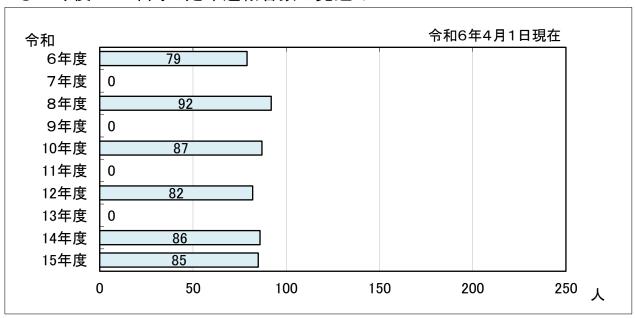
地方公務員の定年引上げに伴い、定年が 60 歳から 65 歳まで2年に1歳ずつ段階的 に引き上げられることとなっており、今後 10 年間の定年退職者数は 511 人となる見込みです。

〇 過去10年間の退職者数



- ※ 一般退職等には死亡退職を含む。
- ※ 年度中途退職者を含む。

〇 今後10年間の定年退職者数の見込み



※ 定年が65歳に引き上げられるまでの間は、定年退職者が発生しない年度が隔年で生じます。

5 退職管理

営利企業等に再就職した元職員が現職職員へ影響を及ぼすことを規制する「退職管理」について、地方公務員法に定められた働きかけ規制のほか、区では条例を制定し、元管理職が再就職した場合の届出義務化及び再就職先の公表を行うこと等を定め、退職管理のより適正な確保に努めています。

○ 令和5年度退職者の再就職状況等については、以下のとおりです。

令和5年度退職者の概要

定年退職・途中退職(暫定再任用職員を除く)

単位:人

		j	[再就職	
	退職者数	区暫定 再任用	営利企業等・	区・都等の 会計年度 任用職員	なし・未定等
部長級	2	0	2	0	0
課長級	1 (1)	0	1(1)	0	0
校長等	2	0	0	2	0

暫定再任用職員

単位:人

		うち再就	再就職なし・		
	退職者数	営利企業等	区・都等の	未定等	
		・その他団体	会計年度任用職員	小 龙守	
部長級	0	0	0	0	
課長級	9	0	7	2	
校長等	8	1	7	0	

- ※ 暫定再任用とは、定年退職した職員の知識や経験・能力を有効に活用するため、 65歳に達する年度までを限度に雇用を行うことができる制度です。
- ※ 校長等には、小・中・特別支援学校校長、副校長、子供園長・副園長を含みます。
- ※ () 内の人数は、令和5年6月30日以降に再就職の届出があった令和4年度退職 者数(内数)になります。

第3 勤務条件

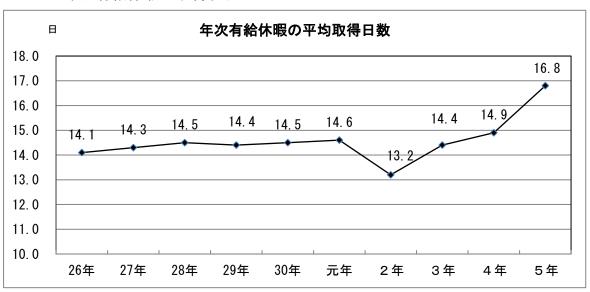
1 勤務時間

職員の勤務時間は、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に基づいて、 1週間に38時間45分(1日7時間45分)と定められています。(職務内容によっては、 割振りが異なる場合があります。)

2 年次有給休暇

区職員には条例に基づき、1 年に 20 日間の有給休暇が与えられています。(23 区すべてに共通しています。)休暇は、職務に支障がないときは、時間単位での取得が可能です。休暇を取得する理由は様々です。

〇 年次有給休暇の取得状況



- ※各年の1月2日~12月31日までの新規採用者・退職者を除く。
- ※学校職員(幼稚園教諭・指導主事を含む)を除く。
- ※暫定再任用職員(令和4年度までは、再任用職員)を除く。

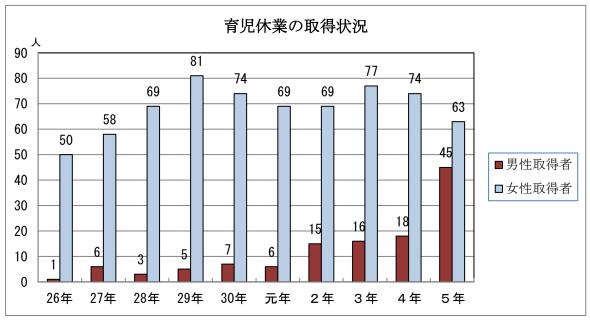
3 特別休暇等

職員には公民権行使や結婚、出産その他の特別な事由によって、勤務しないことが相当である場合、その理由に相応した休暇があり、これを特別休暇と呼んでいます。また、疾病、負傷の療養や家族介護のため、病気休暇及び介護休暇を設けています。

4 育児休業

平成15年に、次の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会を形成するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。杉並区においても、法の趣旨に基づき、事業主としての立場から、平成17年1月に「杉並区役所職員の子育て支援行動計画」を策定しました。平成28年4月及び令和3年4月に計画の改定を行い、「杉並区職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン」を策定し、職員の子育て支援の充実に取り組んでいます。

- 育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進することを目的とした制度です。常勤職員が3歳に満たない子を養育している場合、その子が3歳に達するまでの期間取得することができるものです。ただし、育児休業終了後も引き続き勤務する意志のある職員が対象となります。
- 近年、男性の取得状況は取得者数と取得率ともに増加しています。



- ※当該年に育児休業の取得を開始した職員数。
- ※派遣職員・学校職員(幼稚園教諭・指導主事を含む)を除く。

育児休業取得率

単位:%

	30 年	元年	2年	3年	4年	5年
男性	16. 7	11. 1	33. 3	41.0	56. 3	81.8
女性	100	100	100	100	100	100

5 配偶者同行休業

配偶者同行休業とは、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすること を可能とする休業制度で、平成27年4月から導入されました。この制度により、 これまで退職を余儀なくされていたような場合でも、引き続き勤務することが可能 となりました。

- 〇 休業期間は3年を超えない範囲内で、公務の運営に支障がない場合にその職員の勤 務成績等を考慮した上で承認されます。
- 承認が可能な配偶者の外国滞在事由は、外国での勤務、外国での大学における修学等で、休業終了後も引き続き勤務する意志のある職員が対象となります。

配偶者同行休業取得者数

単位:人

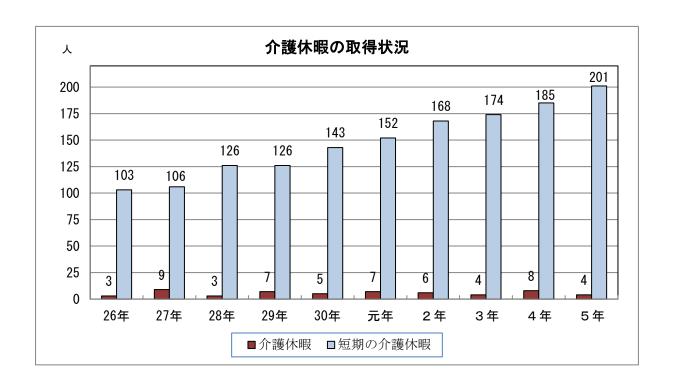
	30 年	元年	2年	3年	4年	5年
男性	0	0	0	0	0	0
女性	7	5	1	0	2	3
合計	7	5	1	0	2	3

- ※当該年に配偶者同行休業を取得している職員数。
- ※学校職員(幼稚園教諭・指導主事を含む)を除く。

6 介護休暇

介護休暇は、家族の介護が必要となった場合に一定の休暇を取得することにより、仕事と介護の両立を図るとともに、介護による離職を防止することを目的とした休暇です。超高齢社会の進展に伴い、今後、介護休暇の必要性はますます高まっていくことが想定されます。

- 介護休暇は、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある家族の介護 を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇です。
- 承認期間は、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない期間内において必要な期間です。また、6月を限度として、最後の期間に引き続き延長をすることができます。
- 〇 短期の介護休暇は、平成22年から導入された休暇で、付与日数は1年において5日 以内となっています。



第4 職員の給与と人件費

1 区職員の給与決定のしくみ

特別区には、共同で設置した特別区人事委員会があり、毎年民間従業員の給与の実態を調査しています。特別区人事委員会では、調査をした民間従業員の給与と区職員の給与とを比較し、民間給与の実態と合うよう区議会と区長に対し給与の是正を勧告します。

この勧告を受けて、区は給与に関する条例案をつくり、区議会での審議を経て、一 般職員の給与を決定しています。

〇 令和5年度の職員給与について、特別区人事委員会は、民間の支給状況を勘案し、 一般職員は勤勉手当を0.1月、管理職員は期末手当・勤勉手当を0.05月ずつ引き上げ る勧告を行いました。これを受けて、職員の期末手当・勤勉手当の支給月数を勧告に合 わせて引き上げました。

2 区職員の給与(令和5年度一般会計決算、退職手当を除く)

令和5年度の平均給与は、区職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く)が年額約673万円(暫定再任用短時間勤務職員は約351万円)です。人件費ということでみると、給料、職員手当等に共済費を加えて、1人あたりの人件費は約805万円(暫定再任用短時間勤務職員は約407万円)、また退職手当も含めると1人あたり約838万円となっています。

職員1人あたり人件費

(単位:人•千円)

									(+-)	立. 八 - 111/
		給料	職員手当等		退職手当を		退職手当を	共済費		退職手当を
	人数				除く職員手当		除く給与費			除く人件費
		(A)	(B)	うち退職手当(C)	(B)-(C)	(A)+(B)=(D)	(D)-(C)	(E)	(D)+(E)=(F)	(F)-(C)
区職員 人件費	3,378	12,039,580	11,785,542	1,087,615	10,697,927	23,825,122	22,737,507	4,466,976	28,292,098	27,204,483
1人あたり		3,564	3,489	322	3,167	7,053	6,731	1,322	8,375	8,053

※暫定再任用短時間勤務職員を除く。

職員の段階的な定年引上げに伴い、令和5年度は定年退職者が発生しなかったことから、区職員1人あたりの退職手当は減少しました。

区職員の平均給与 区職員1人あたりの職員給与費 一般的にいう 区職員1人あたりの人件費

暫定再任用短時間勤務職員1人あたり人件費

(単位:人•千円)

		給料	職員手当等	給与費	共済費	人件費
	人数					
		(A)	(B)	(A)+(B)=(C)	(D)	(C)+(D)=(F)
暫定再任用短時間 勤務職員人件費	193	434,624	243,463	678,087	108,178	786,265
1人あたり		2,252	1,261	3,513	561	4,074

3 職層別給与、職種別給与(令和5年度一般会計決算、退職手当を除く)

令和5年度の職層別、職種別における平均給与額は、以下のとおりです。暫定再任用を除く区職員全体では約685万円、共済費を含む平均人件費は約819万円となり、平均給与額、人件費ともに前年度より増加しました。

(1) 職層別平均給与額

職層別にみると係員が約501万円、主任が約682万円、係長級が約893万円、管理職が約1,185万円、技能・業務系職員が約720万円、教員系が約768万円となっています。また、暫定再任用フルタイム勤務職員は約511万円、暫定再任用短時間勤務職員の平均は約351万円となっています。

令和5年度職層別年間平均給与額

(単位:人・円)

	職層別	職員数	給料	地域手当	扶養手当	期末勤勉手当	その他手当	合計
告	部長級	24	5,857,058	1,514,065	159,375	3,796,960	2,060,654	13,388,112
管理職	課長級	54	5,207,431	1,294,753	123,222	3,122,814	1,417,206	11,165,426
100	管理職平均	78	5,407,316	1,362,234	134,346	3,330,243	1,615,190	11,849,329
枢	課長補佐	185	4,882,876	997,032	102,284	2,551,481	1,194,948	9,728,621
係長級	係長・主査	513	4,401,319	899,388	95,621	2,256,259	987,001	8,639,588
叙	係長級平均	698	4,528,952	925,268	97,387	2,334,505	1,042,116	8,928,228
	主任	963	3,677,941	746,349	53,803	1,839,462	507,363	6,824,918
	係員	1,067	2,689,852	540,955	14,921	1,228,306	535,023	5,009,057
技能	ド・業務系職員	237	3,784,434	776,784	99,487	1,878,701	665,450	7,204,856
	指導主事	6	5,387,744	1,281,988	120,000	2,825,775	1,170,917	10,786,424
教 員 系	区教諭	54	4,401,451	912,512	125,265	2,157,007	330,476	7,926,711
系	幼稚園教諭	33	3,618,748	770,613	42,479	1,792,015	479,805	6,703,660
	教員系平均	93	4,187,350	885,998	95,550	2,070,640	437,686	7,677,224
	平均	3,136	3,597,335	738,048	56,968	1,788,606	673,233	6,854,190
暫定再任	E用フルタイム勤務職員	242	3,133,627	649,320	0	847,668	502,558	5,133,173
暫定再	任用短時間勤務職員	193	2,251,936	450,387	0	579,735	231,342	3,513,400

[※]職員数は12か月の平均職員数

(2) 職種別年間平均給与額、人件費

職種別の年間平均給与額と人件費は以下のとおりです。

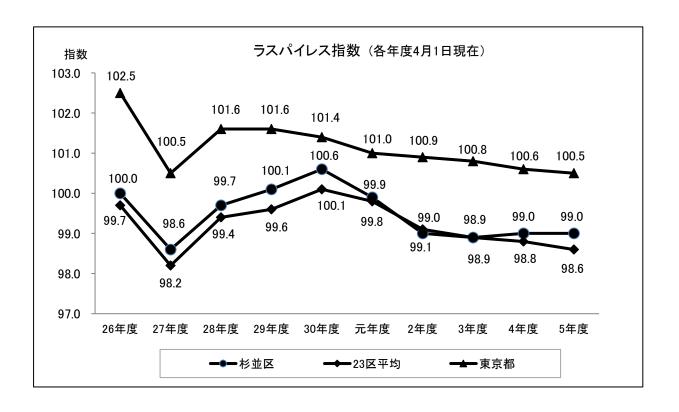
令和5年度職種別平均給与額と平均人件費 (単位:人・円)

職種	職員数	平均給与額	共済費	平均人件費
事務系	1,428	6,922,408	1,346,949	8,269,357
福祉系	945	6,518,792	1,265,910	7,784,702
一般技術系	271	7,031,725	1,354,852	8,386,577
医療技術系	162	6,926,875	1,352,720	8,279,595
技能・業務系	237	7,204,856	1,482,572	8,687,428
教員系	93	7,677,224	1,512,689	9,189,913
平均	3,136	6,854,190	1,338,674	8,192,864
暫定再任用フルタイム勤務職員	242	5,133,173	1,107,322	6,240,495
暫定再任用短時間勤務職員	193	3,513,400	565,288	4,078,688

[※]職員数は12か月の平均職員数

4 ラスパイレス指数

ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で 比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補 正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。 令和5年度の区職員のラスパイレス指数は、前年度から変わらず 99.0 となりまし た。

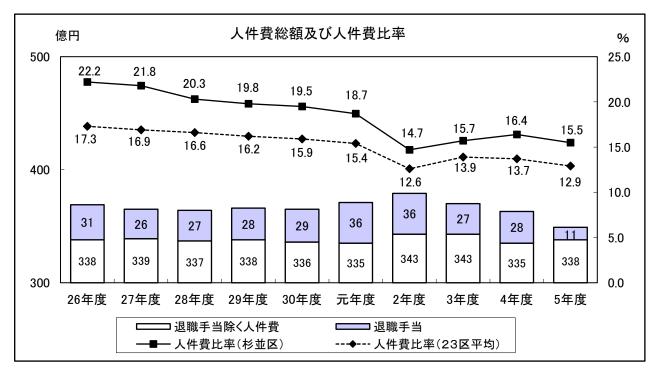


	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
杉並区	100. 0	98. 6	99. 7	100. 1	100. 6	99. 9	99. 0	98. 9	99. 0	99. 0
23 区平均	99. 7	98. 2	99. 4	99. 6	100. 1	99.8	99. 1	98. 9	98. 8	98. 6
東京都	102. 5	100. 5	101. 6	101. 6	101. 4	101.0	100. 9	100. 8	100. 6	100. 5

- 令和元年度までの杉並区のラスパイレス指数が 23 区平均より高い傾向にあるの は、職員の平均年齢が高いことや年齢構成の相違等によるものです。
- 〇 平成 27 年度の指数の低下は、23 区では地域手当の見直しに伴い給料を引き下げた一方で、国は現給の保障(平成 29 年度までの激変緩和措置)により一部の給料の引下げを行わなかったことによります。その後の 23 区の指数の上昇は、国の激変緩和措置の適用対象者の減少等の影響によるものです。

5 人件費

退職手当を除く人件費は、会計年度任用職員制度の導入等により令和2年度に増加 に転じました。令和5年度は前年度比3億円の増となりましたが、職員の段階的な定 年引上げに伴い、退職手当は17億円の減となりました。



- ※普通会計決算による。
- ※暫定再任用(令和4年度以前は再任用)・会計年度任用職員を含む。
- ※人件費比率(23区平均)は、令和6年9月現在の都の速報値。
- 引き続き、適正な職員配置や超過勤務の縮減を行っていく必要があります。
- 〇 職員定数の削減などにより職員数が減っても、退職手当が増加し人件費が伸びる 結果となることがあります。
- 〇 人件費比率は歳出総額に占める人件費の割合なので、人件費を抑制しても歳出総額が縮小すれば人件費比率が上がり、歳出総額が増えれば人件費比率が縮小する場合があります。

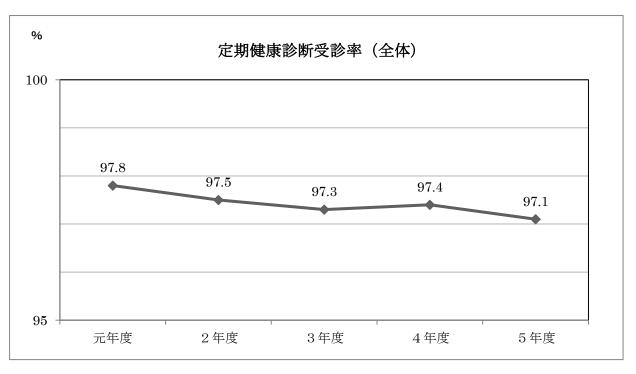
第5 健康管理

1 所属別定期健康診断受診状況

区職員の定期健康診断の過去5年間の実績を示したものです。 例年、未受診者への受診勧奨を行っているため、受診率は97%台で推移しています。

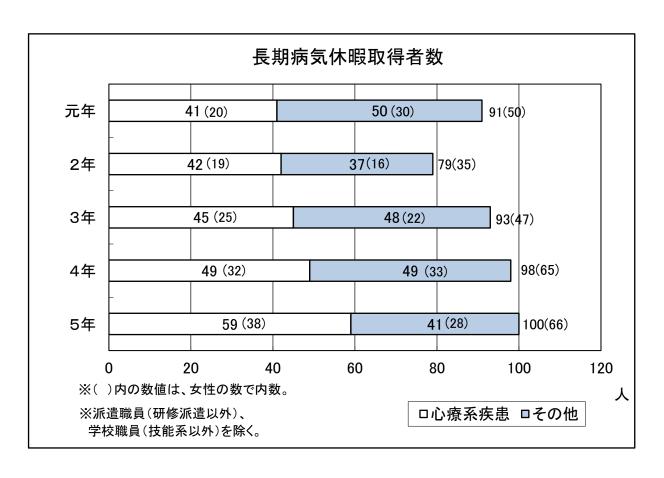
所属別定期健康診断受診率について(5年間) ※人間	ドック受診者含む 単位:%
---------------------------	---------------

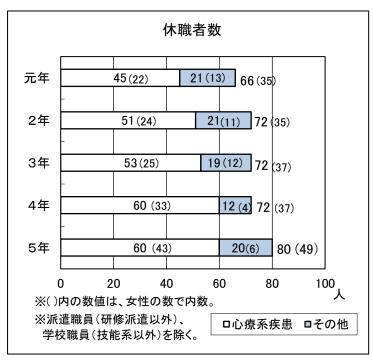
部 名	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
政策経営部	98.4	99.2	97.6	98.4	97.6
総務部	97.9	98.0	98.1	97.6	98.0
区民生活部	98.1	98.1	98.6	96.7	94.4
保健福祉部	97.9	98.1	97.9	97.6	97.0
子ども家庭部	96.5	96.3	95.6	96.8	97.0
都市整備部	99.7	98.1	98.1	99.4	98.1
環境部	97.9	97.9	100.0	98.1	95.0
教育委員会事務局	98.6	98.1	97.2	95.9	99.1
清掃職員	99.5	98.5	99.5	100.0	98.9
学校職員	99.3	98.4	98.1	97.1	97.7



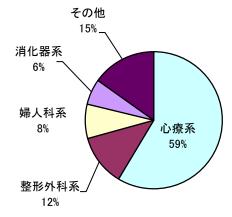
2 長期(30日以上)病気休暇取得者数、病気休職者数

この5年間の推移をみると、心療系疾患による取得者は、長期病気休暇取得者数の約4~6割を、休職者数においては約6~8割を占めています。





令和5年休職者 疾病別内訳

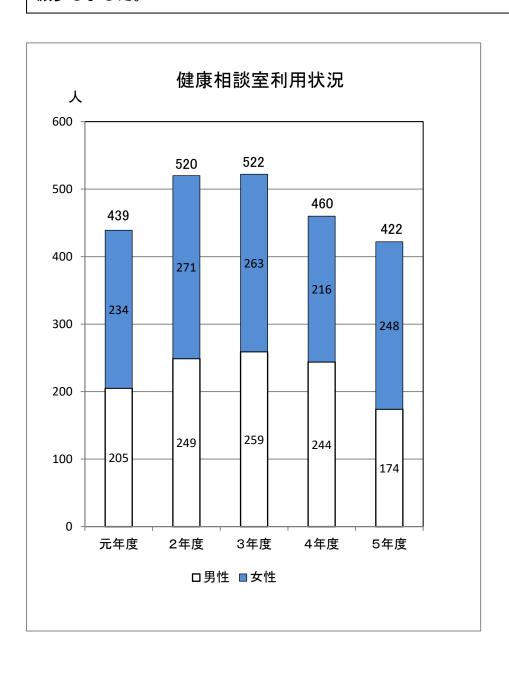


3 職員健康相談室利用状況

産業医や公認心理師による面接を、職員や上司に対して行っています。

内容は、健診事後フォローやメンタル不調に関する相談、長時間労働に当たる職員の体調確認、休職者への復職支援などです。

昨年度に引き続き超過勤務の縮減対策の実施に伴い、長時間労働に当たる職員が 減少しました。



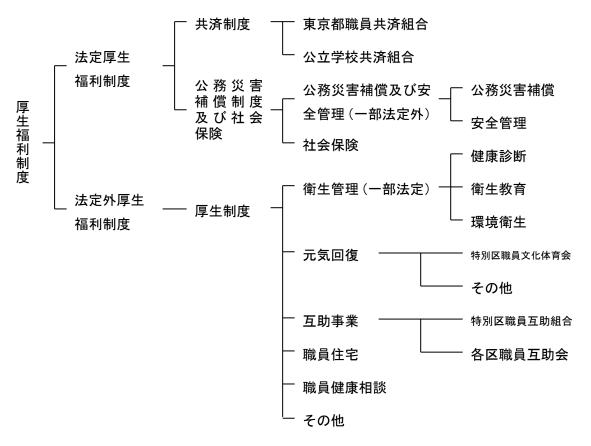
第6 職員の福祉・共済・公務災害補償制度

職員一人ひとりが安心して職務に精励できるよう、経済的にも文化的にも生活の充実 を図るため、職員の福祉は地方公務員法(以下「地公法」という。)第41条により保護 されています。

また、職員の厚生福利制度については、厚生制度(地公法第42条)、共済制度(同第43条)、公務災害補償制度(同第45条)があります。

共済制度や公務災害補償制度などのように、特別法により事業内容が定められている ものを「法定厚生福利」、地公法第42条に基づき実施するものを「法定外厚生福利」と いいます。

現行の特別区の厚生福利制度は、次のとおりです。



1 厚生制度

職員の健康保持・増進、生活福祉の向上を図ることは、職員の勤労意欲や能率的な 公務運営を確保する上で大きな役割を担っています。地公法第42条では、厚生制度 について規定し、その自主的な実施については地方公共団体に義務づけており、これ に基づいて、杉並区及び特別区では、条例により互助会組織を設置し各種事業を実施 しています。

一方、福利厚生事業のあり方については、各地方公共団体において、社会情勢に応 じた事業運営や事業内容の見直しが行われています。

(1) 杉並区職員互助会

杉並区に勤務する常勤職員(暫定再任用職員を含む)の一般会員と、一定の勤務 基準を満たし入会を希望する会計年度任用職員などの特別会員で組織され、会員 の福利厚生事業の増進に努めています。会員数は、令和6年4月1日現在、4,382 人です。

事業運営は、一般会員の会費(給料月額3.5/1,000)及び特別会員の会費(月額750円)、並びに区からの事業補助金により運営が行われています。

主な事業内容としては、選択制補助事業(宿泊補助、生涯学習補助など)、文化体育活動補助事業(文化・体育サークル活動への助成)、給付事業(慶弔見舞金等)など、職員の健康保持や元気回復を目的とした各種事業を実施しています。

令和5年度、職員互助会の歳入決算額は7,792万2,283円、歳出決算額は7,385万8,490円でした。区は、会員会費収入の5割に相当する2,538万3,000円を事業補助金として交付しました。

(2) 特別区職員互助組合

23区共同の互助組織として、特別区職員互助組合が設置され、「組合員数のスケールメリットを最大限に生かした事業」として、各種保険事業、相談事業などを実施しています。

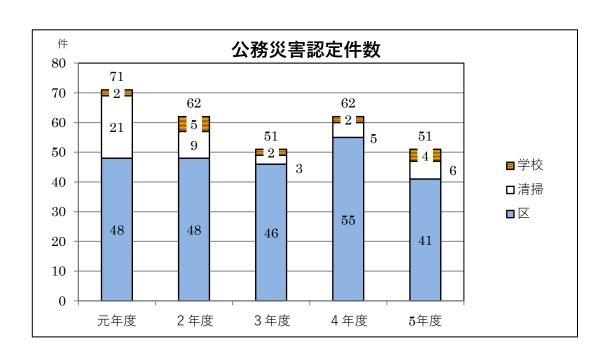
特別区職員互助組合には、特別区と一部事務組合等の職員合わせて約6万7千人が加入し、組合費(給料月額1.7/1,000)により運営されています。

2 共済制度

地公法第43条に規定する共済制度は、地方公務員等共済組合法により、職員から 徴収する掛金と地方公共団体の支出する負担金を財源として給付を行うことで、職員 及びその被扶養者や遺族の生活の安定と福祉の向上に貢献し、公務の能率的運営に役 立てることを目的とする制度です。区職員は、東京都職員共済組合の組合員となり、 学校教員は、公立学校共済組合の組合員となります。それぞれ所属する共済組合から、 短期給付事業(医療保険給付等)、長期給付事業(年金給付等)、福祉事業を受けるこ とができます。

3 公務災害補償制度

地方公務員の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)及び通勤上による災害に 対する補償については、地方公務員災害補償法に基づき実施されています。具体的に は、地方公務員災害補償基金が地方公共団体に代わって公務災害補償を行っています。



4 その他の厚生制度

(1) 職員の被服貸与

職務上、被服の貸与が必要とされる職員(給食調理、清掃職員等)に対して、被服の種類や貸与期間を定め貸与しています。

(2) 職員住宅の管理

職員住宅は、現に住宅に困窮している30歳未満の独身者で、住宅の貸与を受けることが必要な職員に対して、貸与期間、使用料等を定め貸与しています。

なお、防災住宅については、災害対策要員として従事することも入居要件として定めています。

(職員住宅の概要)

[令和6年4月1日現在]

名称及び種別	規模	月額基本使用料	貸与期間	備考
	管理人室			
中瀬寮	1室	管理人室 39,200円	管理人室 10年	レイモンド中
(女子)	単身者用	単身者 22,100円	単身者 5年	瀬保育園併設
	24 室			
	管理人室			
成田防災住宅	1室	管理人室 76,600円	管理人室 10年	
(男子)	単身者用	単身者 25,100円	単身者 5年	
	19 室			
				高円寺南保育
高円寺防災住宅	単身者用	31,800円	5 年	園、ゆうゆう
(男子・女子)	14 室	31,000 🗂) 	高円寺南館併
				設

第7 職員の人材育成と人事評価

杉並区では、地公法の改正を受け、より高い能力を持った職員を育成し、公務能率の向上を図ることを目的とした「人事評価制度」を平成28年4月から導入しました。併せて、課題解決への取組を通じた職場の活性化及び職員の人材育成を図るため、「目標申告」を実施しています。

令和4年3月に策定した「杉並区人材育成方針」では、目指す職員像を「主体的に意欲と能力を高め、新たな課題に挑戦していく職員」、目指す職場像を「共に学び、助けあい、みんなでつくる風通しの良い職場」と定めました。

方針では、採用後10年間の重点的な職員の育成を目指した集合研修の実施や日常業務を通じた職場における計画的・効果的なOJTの推進を求めています。職場のOJTを効果的に進める為、人事評価制度と目標申告を活用していきます。

1 研修受講回数及び受講者数

○ 杉並区職員の令和元年度から令和5年度までの「研修受講回数及び受講者数(延べ)」 の実績は、以下のとおりです。

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
杉並区研修	143 回	120 回	141 回	171 🛭	130 回
への参加	4, 663 人	3,679 人	3, 999 人	5, 687 人	4, 961 人
特別区研修	207 回	132 回	257 回	270 回	279 回
派遣研修等	586 人	338 人	503 人	636 人	698 人
A =1	350 回	252 回	398 回	441 回	409 回
合 計	5, 249 人	4, 017 人	4, 502 人	6, 323 人	5, 659 人

2 人事評価制度と目標申告

(1) 人事評価制度

〇 人事評価制度とは

この制度は、地公法第23条の2第1項の規定に基づき実施されるものです。平成28年4月の地公法改正により、能力及び業績に基づく人事管理を徹底するため、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行う人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることが明確に定められました。

〇 評価制度の概要

職員の勤務成績については、これまでも勤務評定として評価を行ってきましたが、上記の法改正を契機に制度の見直しを行い、平成28年4月からは人事評価制度として、評価項目や着眼点等を広く職員へ周知することや評価結果開示のより一層の促進を行うことによって、制度の透明性、納得性を高め、評価制度をこれまで以上に人材育成のツールとして活用していくこととしました。

評価は、職層ごとに設定された評価項目に照らし、評価期間内に発揮された能力 を評価する「能力評価」と挙げた業績を元に評価する「業績評価」の両面から行い ます。また、評価の精度の向上を図るとともに客観性を担保するため、定期的に評 価者研修を実施しています。

評価結果については、昇任選考や人事配置、昇給、勤勉手当等へ活用を行っています。

(2)目標申告

職員の目標自己申告制度は、平成15年度に係長級及び一般職員を対象として導入され、平成19年度からは「私のチャレンジプラン」と形を変え、実施してきましたが、職場の活性化と人材育成のツールとしてより使いやすいものとするために様式や運用方法の見直しを行い、平成28年度からは「目標申告」として実施しています。

これは、職員が組織目標に対応した職務目標等を掲げ、目標達成に向けて努力することにより、計画的な事業の遂行と組織目標の達成をめざすこと、また、職務遂行に必要な能力開発や仕事の取組み方に対する目標を掲げ、チャレンジすることにより、職員の意欲を高め、職場を基本とした組織的・計画的な能力開発を図ることを目的としています。

なお、管理職についてはこれとは別に、区政の課題に対応した各部の重要課題を 考慮した上で設定する職務上の目標を中心に、自己申告を実施しています。

Ⅲ 特別区人事委員会の業務状況の報告

地方公共団体が人事行政の運営等の状況の公表を行う際は、地方公務員法第5 8条の2第3項の規定により、人事委員会から報告される業務の状況をあわせて公表することとされています。

この項では、23区が共同で設置している特別区人事委員会から報告された 業務の状況を掲載しています。

令和5年度の業務状況の報告

特別区人事委員会

I 職員の競争試験及び選考の状況

1 採用試験等

令和5年度における採用試験等については、以下のとおり実施した。

ア 受験資格等

採用区分	職 種 (試験・選考区分)	国籍 要件	年齢	経歴・資格・免許	その他
I	事務 (一般事務) 土木造園 (土木造園) 土木造園) 建	有	22 歳以上 32 歳未満		・活字印刷文による出 題に対応できる人(た だし、事務(一般事 務)については点字に よる出題に対応できる 人も受験できる。)
類	福祉	無	22 歳以上 30 歳未満 40 歳未満	社会福祉士、児童指導員又は保育 士(注4) 心理学科を卒業した人又はこれに 相当する人	・22 歳未満の者で学校 教育法に基づく大学 (短期大学を除く。) を卒業した人又はこれ
	衛生監視 (衛生) 衛生監視 (化学) 保健師	有無無	22 歳以上 30 歳未満 22 歳以上	食品衛生監視員及び 環境衛生監視員 保健師	と同等の資格があると 人事委員会が認める人
 Ⅲ 類	事務 (一般事務)	有	40 歳未満 18 歳以上 22 歳未満		・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人
(注 (注 (注 1)	事務 (一般事務)	有	18 歳以上 61 歳未満	・身体障害者手帳等の交付を受けて・活字印刷文又は点字による出題に	

採用区分	職 種 (試験・選考区分)	国籍 要件	年齢	経歴・資	 資格・免許	その他
経験者 1 級職	事務 (一般 事務 (I C T) 土(土土) 土(土土) 建 機 概 電 操 板 電 福 祖 児 童 祖 児 童 心理	有無		民間企業を 等が人・童は児の でが人・童は児の でが人・童は児の 発生 と は り り り り り り り り り り り り り り り り り り	当るだ福つ士は有(理業に 選集、・で見育では人 関事・指会導資こ見科は人 関連、児導福員格と童をこ で見有で4)理人す で見れた当 は指のる。学又る は人 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	
経験者2級職(主任)	事務 (一般事務) 事務 (ICT) 土木造園 (土木) 建 築 福 祉 児童福祉	有無無	61 歳未満	民間企業等での 業務従事を 年以上重要を (電子の の を を は に で り り り り り り り り り り り り り り り り り り	当るだ福の士は有(理 地で、保し注は 一、保し注は 一、保し注は 一、保し注は 一、保し注は 一、保し注は 一、保し注は 一、保し注は 一、学科 一、保し注は 一、学科	・活字印刷文によきる人(である)にが変え、にお題にがであり、(一般事務を)にが変え、には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
	児童指導 児童心理 事務 (ICT)	有			業した人又はこれに相当する人)	
経験者3級職	児童福祉			民間企業等での 業務従事歴が 12 年以上ある人 (児童福祉・児 童指導・児童心	当該職種に関連する業務に従事(ただし、児童福祉・ 児童指導について	
	児童指導	無		理については、 上記のうち児童 相談所等での業 務従事歴が5年	は社会福祉士、児 童指導員又は保育 士の資格を有して いること(注	
級	児童心理			以上ある人(注3))	4)。児童心理は 心理学科を卒業し た人又はこれに相 当する人)	
就職氷河期世代	事務 (一般事務)	有	昭和 45 年 4月2日 から昭和 61 年4月 1日生まれ た者			・活字印刷文又は 点字による出題に 対応できる人

⁽注1)障害者を対象とする採用選考の略

⁽注2)就職氷河期世代を対象とする採用試験の略

(注3)児童相談所等での業務従事歴については、下記の経験を指す。

児童福祉:児童相談所(一時保護所を含む。)又は児童福祉施設における相談援助業務経験

児童指導:児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における直接処遇業務経験

児童心理:児童相談所(一時保護所を含む。)等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における心理 判定、心理療法又はカウンセリングの業務経験

- (注4)試験区分「福祉」「児童福祉」「児童指導」における受験資格の「経歴・資格・免許」のうち「保育士」については、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人
- (注5)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの交付を受けている人又は児童相談所等により知的障害者であると判定された人

イ 日 程

項目	I 類採用試験 【春試験】	I 類採用試験 【秋試験】 【土木·建築】	Ⅲ類採用試験	経験者採用 試験·選考	障害者を対象とする採用選考	就職氷河期世代を 対象とする採用試験
告 示	3月17日(金)	7日(金) 7月27日(木) 6月22日(木) 6月22日(木		6月22日(木)	6月22日(木)	6月22日(木)
申込受付	3月17日(金) ~ 4月3日(月)	7月27日(木) ~ 8月10日(木)	6月22日(木) ~ 7月13日(木)	6月22日(木) ~ 7月13日(木)	6月22日(木) ~ 7月13日(木) ※郵送申込は 7月12日(水) 消印有効	6月22日(木) ~ 7月13日(木)
1次試験 •選考	4月30日(日)	9月10日(日)	9月10日(日)	9月3日(日)	9月10日(日)	9月3日(日)
1次合格	6月23日(金)	10月11日(水)	10月20日(金)	10月20日(金)	10月11日(水)	10月20日(金)
2次試験 ・選考	7月9日(日) ~ 7月19日(水)	10月22日(日)	11月2日(木)・ 11月6日(月)	10月28日(土)・ 10月29日(日)・ 11月3日(金)・ 11月4日(土)・ 11月5日(日)	10月30日(月)・ 10月31日(火)・ 11月1日(水)	11月3日(金)
最終合格 発表	7月26日(水) (技術系) 8月 3日(木) (技術系以外)	11月17日(金)	11月17日(金)	11月17日(金)	11月17日(金)	11月17日(金)

※技術系…土木造園(土木)・土木造園(造園)・建築・機械・電気の試験区分

採用区分 「				7							单	单位:人	
### (中央)	採用	区分			申込者数	效		受験者数	效	最終合格者数			
上 大				5年度	4年度		5年度	4年度		5年度	4年度		
T			事務 (一般事務)	8, 541	9, 374	△ 833	7, 668	8, 417	△ 749	3,013	2, 308	705	
理報			土木造園(土木)	196	151	45	186	135	51	105	82	23	
機械			土木造園(造園)	66	52	14	60	45	15	39	32	7	
事務			建築	123	81	42	116	75	41	83	55	28	
接触・			機械	45	54	△ 9	41	49	△ 8	24	31	△ 7	
「春秋秋 「福祉 453 445 8 421 411 10 266 229 27	l t	粨	電気	59	72	△ 13	48	56	△ 8	33	32	1	
			福祉	453	445	8	421	411	10	256	229	27	
#出版性に学 40 41 △1 32 38 △6 10 10 0 0 (分析) (保健師 362 401 △39 334 370 △36 213 207 66 10 分字 (保健師 10,179 10,975 △76 9,164 9,861 △897 3,882 3,104 778 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			心理	177	169	8	147	137	10	45	44	1	
#出版性に学 40 41 △1 32 38 △6 10 10 0 0 (分析) (保健師 362 401 △39 334 370 △36 213 207 66 10 分字 (保健師 10,179 10,975 △76 9,164 9,861 △897 3,882 3,104 778 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			衛生監視(衛生)	117	135	△18	111	128	<u>△</u> 17	61	74	△13	
保健師 362 401 △ 39 334 370 △ 36 213 207 66 小計 10,179 10,975 △ 796 9,164 9,861 △ 697 3,882 3,104 778 1,1 mm													
小計 10,179 10,975 人 796 9,164 9,861 人 697 3,882 3,104 778 「秋試験]													
T 類 接													
「秋試験 連築 37 28 20					10, 975			9, 861	△ 697		3, 104	778	
秋秋映 操薬 37 28 20	I	類			_	_		_	_		_	_	
III 類					_	_	28	_	_		_	_	
田頭障害者を対象とする被用譲考]			小計	91	_	_	64	_	_	42	_		
 象とする廷用邀考] 事務 (一般事務) 553 220 333 406 169 237 88 72 16 1,702 △ 186 1,146 1,287 △ 141 289 215 74 事務 (1CT) 48 — — 41 一 一 一 一 土本油酸(土米) 50 46 44 41 37 4 30 26 4 /ul>	${ m III}$	類	事務 (一般事務)	2, 398	2, 995	△ 597	2, 058	2, 561	△ 503	482	435	47	
# 8 (1 C T) 48 41 22 4			事務 (一般事務)	553	220	333	406	169	237	88	72	16	
### 1			事務 (一般事務)	1,516	1,702	△ 186	1, 146	1, 287	△ 141	289	215	74	
### 日本語画(上本)			事務(ICT)	48	_	_	41	_		22	_	_	
接線 37 25 12 32 18 14 20 11 9 機械 41 31 10 33 21 12 11 10 1 電気 34 37 △ 3 25 25 0 14 14 0 福祉 63 66 △ 3 45 50 △ 5 31 36 △ 5 児童福祉 39 29 10 38 25 13 29 13 16 児童指導 16 15 1 14 14 0 12 13 △ 1 児童心理 34 26 8 33 23 10 21 15 6 小計 1,878 1,977 △ 99 1,448 1,500 △ 52 479 353 126 本務 (一般事務) 1,004 968 36 720 695 25 112 88 24 本務 (ICT) 55 一 一 45 一 一 18 一 一 土地湖(土土土 48 36 12 40 28 12 19 12 7 上地湖(土土土 48 36 12 40 28 12 19 12 7 児童福祉 39 32 7 26 30 △ 4 18 17 1 児童福祉 28 35 △ 7 25 34 △ 9 18 20 △ 2 児童福祉 28 35 △ 7 25 34 △ 9 18 20 △ 2 児童福祉 28 35 △ 7 25 34 △ 9 18 20 △ 2 児童福祉 28 35 △ 7 25 34 △ 9 18 20 △ 2 児童心理 15 14 1 14 12 2 11 10 1 小計 1,244 1,122 122 908 828 80 226 168 58 (日本院 (ICT) 13 一 一 一 一 一 一 一 一 一						46	4		37	4	30	26	4
機械 41 31 10 33 21 12 11 10 1 1													
 職職 電気 34 37 △3 25 25 0 14 14 0 福祉 63 66 △3 45 50 △5 31 36 △5 児童福祉 39 29 10 38 25 13 29 13 16 児童指導 16 15 1 14 14 0 12 13 △1 児童心理 34 26 8 33 23 10 21 15 6 小計 1,878 1,977 △99 1,448 1,500 △52 479 353 126 ***6(□€**) ***6(□€**) 1,004 968 36 720 695 25 112 88 24 ***8(□€**) 1,004 968 36 720 695 25 112 88 24 ***8(□€**) 1,004 968 36 720 695 25 112 88 24 **** **** 1,004 968 36 720 695 25 112 88 24 *** *** 12 40 28 12 19 12 7 26 30 4 18 17 18 3 4 9 3 6		-											
経験者		級											
程験者		職						•					
経験者								25					
経験者				16									
経験者 本務 (I C T) 55 45 18 土木遠園(土木) 48 36 12 40 28 12 19 12 7 建築 46 34 12 29 26 3 21 18 3 張龍社 39 32 7 26 30 △ 4 18 17 1 児童福祉 28 35 △ 7 25 34 △ 9 18 20 △ 2 児童指導 9 3 6 9 3 6 9 3 6 児童心理 15 14 1 14 12 2 11 10 1 小計 1,244 1,122 122 908 828 80 226 168 58 本務 (I C T) 13 7 3						8			10				
2 主 機能任 土木造園(土木) 48 36 12 40 28 12 19 12 7 建築 46 34 12 29 26 3 21 18 3 福祉 39 32 7 26 30 △ 4 18 17 1 児童福祉 28 35 △ 7 25 34 △ 9 18 20 △ 2 児童指導 9 3 6 9 3 6 9 3 6 児童心理 15 14 1 14 12 2 11 10 1 小計 1,244 1,122 122 908 828 80 226 168 58 事務(1CT) 13 - - 7 - - 3 - - - 投資報報 9 13 △ 4 9 12 △ 3 5 7 △ 2 投資報 児童福祉 9 13 △ 4 9 12 △ 3 5 7			小計	1, 878	1, 977	△ 99	1, 448	1, 500	△ 52	479	353	126	
2 主 機能任 土木造園(土木) 48 36 12 40 28 12 19 12 7 建築 46 34 12 29 26 3 21 18 3 福祉 39 32 7 26 30 △ 4 18 17 1 児童福祉 28 35 △ 7 25 34 △ 9 18 20 △ 2 児童指導 9 3 6 9 3 6 9 3 6 児童心理 15 14 1 14 12 2 11 10 1 小計 1,244 1,122 122 908 828 80 226 168 58 事務(1CT) 13 - - 7 - - 3 - - - 投資報報 9 13 △ 4 9 12 △ 3 5 7 △ 2 投資報 児童福祉 9 13 △ 4 9 12 △ 3 5 7	経		事務 (一般事務)	1,004	968	36	720	695	25	112	88	24	
2 主 機能任 土木造園(土木) 48 36 12 40 28 12 19 12 7 建築 46 34 12 29 26 3 21 18 3 福祉 39 32 7 26 30 △ 4 18 17 1 児童福祉 28 35 △ 7 25 34 △ 9 18 20 △ 2 児童指導 9 3 6 9 3 6 9 3 6 児童心理 15 14 1 14 12 2 11 10 1 小計 1,244 1,122 122 908 828 80 226 168 58 事務(1CT) 13 - - 7 - - 3 - - - 投資報報 9 13 △ 4 9 12 △ 3 5 7 △ 2 投資報 児童福祉 9 13 △ 4 9 12 △ 3 5 7	者		事務(ICT)	55			45			18			
現産指性 28 35 △ 7 25 34 △ 9 18 20 △ 2 児産指導 9 3 6 9 3 6 9 3 6 児童心理 15 14 1 14 12 2 11 10 1 小計 1,244 1,122 122 908 828 80 226 168 58 本務 (ICT) 13 一			土木造園(土木)	48	36	12	40	28	12	19	12	7	
現産指性 28 35 △ 7 25 34 △ 9 18 20 △ 2 児産指導 9 3 6 9 3 6 9 3 6 児童心理 15 14 1 14 12 2 11 10 1 小計 1,244 1,122 122 908 828 80 226 168 58 本務 (ICT) 13 一		2 🛊											
現産指性 28 35 △ 7 25 34 △ 9 18 20 △ 2 児産指導 9 3 6 9 3 6 9 3 6 児童心理 15 14 1 14 12 2 11 10 1 小計 1,244 1,122 122 908 828 80 226 168 58 本務 (ICT) 13 一		微庄											
児童心理 15 14 1 14 12 2 11 10 1 小計 1,244 1,122 122 908 828 80 226 168 58 (所書福祉 9 13 - - 7 - - 3 - - 児童福祉 9 13 △ 4 9 12 △ 3 5 7 △ 2 児童指導 1 2 △ 1 1 2 △ 1 1 1 0 児童心理 8 8 0 7 8 △ 1 7 5 2 小計 18 23 △ 5 17 22 △ 5 13 13 0 就職氷河期世代 事務 (一般事務) 996 1,136 △ 140 720 855 △ 135 54 53 1		1144											
小計													
事務 (ICT) 13 — — 7 — — 3 — — 児童福祉 9 13 △4 9 12 △3 5 7 △2 児童指導 1 2 △1 1 2 △1 1 1 1 0 児童心理 8 8 0 7 8 △1 7 5 2 小計 18 23 △5 17 22 △5 13 13 0 就職氷河期世代 事務 (一般事務) 996 1,136 △140 720 855 △135 54 53 1													
現童福祉 9 13 △4 9 12 △3 5 7 △2 規章指導 1 2 △1 1 2 △1 1 1 1 0 職級 児童心理 8 8 0 7 8 △1 7 5 2 小計 18 23 △5 17 22 △5 13 13 0 就職氷河期世代 事務 (一般事務) 996 1,136 △140 720 855 △135 54 53 1													
3 係 級長 職級 児童指導 児童心理 1 2 △ 1 1 2 △ 1 1 1 0 小計 18 23 △ 5 17 22 △ 5 13 13 0 就職氷河期世代 事務 (一般事務) 996 1,136 △ 140 720 855 △ 135 54 53 1			児童福祉										
小計 18 23 △ 5 17 22 △ 5 13 13 0 就職氷河期世代 事務 (一般事務) 996 1,136 △ 140 720 855 △ 135 54 53 1		3 係											
小計 18 23 △ 5 17 22 △ 5 13 13 0 就職氷河期世代 事務 (一般事務) 996 1,136 △ 140 720 855 △ 135 54 53 1		极 長 職 級											
				18		△ 5		22					
合 計 17,357 18,448 🛆 1,182 14,785 15,796 🛆 1,075 5,266 4,198 1.026	就職氷河	可期世代	事務 (一般事務)	996	<u>1, 1</u> 36	<u> </u>	720	855	△ 135	54	53	1	
		合	計	17, 357	18, 448	△ 1,182	14, 785	15, 796	△ 1,075	5, 266	4, 198	1,026	

(2) 採用選考等

令和5年度人事委員会が実施した杉並区の採用選考等の実施状況は次のとおりである。

ア 専門職採用選考

区分	合格者数
医療専門職 (医師の課長級以上)	1人
行政専門職(法務の課長級以上)	0人

イ 一般職の任期付職員

法第三条*1に基づく採用

採用職層	採用承認人数
主任	0人
係長	1 人
課長補佐	0人
課長	1 人
部長	0人

法第四条※1に基づく採用

採用職層	合格者数
係員(1級職)	0人
課長	0人
部長	0人

※1 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

(3) 管理職選考(令和5年度)

一般の管理職としての課長級の職への昇任選考は、第一次選考と第二次選考とに分かれているが、本委員会では、管理職選考種別 I 類における第一次選考について、年度ごとに実施要綱を定め、統一選考を実施している。なお、管理職選考種別 II 類は、令和 5 年度より申込によらない選考(指名制)を導入し、選考権限を任命権者に委任している。

ア 受験資格等

○ I類

(受験資格)

日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢55歳 未満で、主任以上の在職期間が6年以上の人(全部、分割又は免除受験方式 で受験する場合であって、経験者採用制度等により採用された人が受験する 場合を除く。)

(受験方式) 全部受験方式-受験資格を満たしている人が、筆記考査(択一・短答式問題、 記述式問題、論文式問題) 全てを受験する方式

> 分割受験方式-受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除 資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受 験年度の管理職選考の合格にはいたらない。

> 免除受験方式-択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式

前倒し受験方式-主任の職にあり、その在職期間が3~5年目の人(経験者 採用制度により採用された人等の特例あり)が、択一・短 答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題の みを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはいた らない。

(選考方法) 筆記考査(択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題)、勤務評定、口頭

試問

(免除資格) 択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人については、原則として、 受験翌年度以降の3年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

※ 翌年度に I 類(全部、分割、免除)の受験資格を満たさない者については、原則として、受験資格を満たす年度以降 3 年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

○ Ⅱ類

(受験資格) 日本国籍を有し、かつ、分類基準 (I) の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、4級職に2年以上在職し年齢が60歳未満の人

(選考方法) 人事評価及び面接とする。ただし、任命権者は必要に応じて選考方法を追加できるものとする。

イ 令和5年度管理職選考種別I類の実施状況(合格者決定)

I類(全部及び免除受験方式)

(単位:人、%)

- //		(年位: 八、70)													
種別	*85	考区分	受	受験者数(A)			口頭試問進出者数(B)			合格者数(C)			合格率(C/A)		
性別	进	有区 万	5 年度	4 年度	増減	5年度	4 年度	増減	5 年度	4 年度	増減	5年度	4 年度	増減	
	事	務	388	336	52	214	191	23	127	107	20	32. 7	31.8	0. 9	
		I	51	67	△ 16	23	40	△ 17	15	26	Δ 11	29. 4	38. 8	△ 9.4	
Ι類	技	П	46	41	5	17	22	△ 5	11	14	Δ 3	23. 9	34. 1	△ 10.2	
	術	ш	46	46	0	9	12	Δ 3	6	8	Δ 2	13.0	17. 4	△ 4.4	
		小 計	143	154	Δ 11	49	74	△ 25	32	48	△ 16	22. 4	31. 2	△ 8.8	
,	合 言	t	531	490	41	263	265	Δ 2	159	155	4	29. 9	31. 6	Δ 1.7	

I 類 (全部受験方式)

(単位:人、%)

種別 選考区分			受	受験者数(A)			口頭試問進出者数(B)			合格者数(C)			合格率(C/A)		
性力	进行区分		5年度	4 年度	増減	5年度	4 年度	増減	5年度	4 年度	増減	5年度	4 年度	増減	
	事 務		184	178	6	77	90	△ 13	55	51	4	29. 9	28. 7	1. 2	
		I	23	25	Δ 2	5	8	△ 3	3	4	Δ1	13.0	16.0	△ 3.0	
I類	技	П	18	23	△ 5	5	12	△ 7	2	9	△ 7	11.1	39. 1	△ 28.0	
(全部)	術	Ш	15	11	4	1	2	Δ 1	1	1	0	6. 7	9. 1	△ 2.4	
		小 計	56	59	△ 3	11	22	Δ 11	6	14	Δ 8	10. 7	23. 7	△ 13.0	
	台	计	240	237	3	88	112	△ 24	61	65	△ 4	25. 4	27. 4	Δ 2.0	

I 類(免除受験方式)

(単位:人、%)

種別	` 85	*57	受験者数(A)			口頭試問進出者数(B)			合格者数(C)			合格率(C/A)		
性加	選考区分		5年度	4 年度	増減	5年度	4 年度	増減	5年度	4 年度	増減	5年度	4 年度	増減
	事	務	204	158	46	137	101	36	72	56	16	35. 3	35. 4	Δ 0.1
		I	28	42	△ 14	18	32	△ 14	12	22	△ 10	42. 9	52. 4	△ 9.5
I類	技	I	28	18	10	12	10	2	9	5	4	32. 1	27. 8	4. 3
(免除)	術	Ш	31	35	△ 4	8	10	Δ 2	5	7	Δ 2	16. 1	20. 0	△ 3.9
		小 計	87	95	Δ 8	38	52	△ 14	26	34	Δ 8	29. 9	35. 8	△ 5.9
	台	計	291	253	38	175	153	22	98	90	8	33. 7	35. 6	Δ 1.9

ウ 令和5年度管理職選考種別 I 類の実施状況 (免除者決定)

(単位:人、%)

		対象者数				免除者数			免除率				
		-1	受験方式内訳		71	受験方式内訳			受験方式内訳				
		計 -	全部	分割	前倒し	1	全部	分割	前倒し	計	全部	分割	前倒し
		A	A1	A2	А3	В	B1	B2	В3	B/A	B1/A1	B2/A2	B3/A3
事	務	502	124	100	278	145	28	18	99	28. 9	22.6	18.0	35. 6
	I	68	20	17	31	17	6	4	7	25. 0	30.0	23. 5	22. 6
技	П	50	16	16	18	16	7	3	6	32. 0	43.8	18.8	33. 3
術	Ш	45	14	16	15	13	5	4	4	28. 9	35. 7	25. 0	26. 7
	小 計	163	50	49	64	46	18	11	17	28. 2	36. 0	22. 4	26. 6
合	計	665	174	149	342	191	46	29	116	28. 7	26. 4	19. 5	33. 9

- 注1 対象者数とは、受験者数から合格者数等を除いた数
 - 2 全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験し、合格にいたらなかった人
 - 3 分割とは、分割受験方式で受験した人
 - 4 前倒しとは、前倒し受験方式で受験した人
 - 5 免除率は、小数点第二位以下四捨五入で算出

Ⅱ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

給与は、情勢適応の原則(地方公務員法第14条)、均衡の原則(地方公務員法第24条第2項)及び職務給の原則(地方公務員法第24条第1項)に則して決定されるものである。例年、これらの趣旨を踏まえ、特別区職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査を行い、公民較差を算出するとともに、国や他の地方公共団体の給与の実態を参考にして、給与等に関する報告、意見の申出及び勧告を行っている。令和5年は、10月11日に23区の各区議会議長及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行った。その概要は、以下のとおりである。

[本年のポイント]

【給与に関する勧告・報告】

- ~ 3,000 円以上のベースアップは 25 年振り ~ ※平成 10 年勧告以来
- ■公民較差:3,722円(0.98%)※いわゆる「ベア」に相当
- ■月例給:初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で 1,000 円以上の引上げ 【初任給】 I 類:8,000 円増 Ⅲ類:6,000 円増
- ■特別給(期末手当・勤勉手当): 年間の支給月数を 0.1 月引上げ(現行 4.55 月→4.65 月)
 - 一般職員は勤勉手当に割り振り、管理職員は期末手当及び勤勉手当に均等に配分
- ■職員の平均年間給与は、約10万2千円の増(公民比較対象職員)

職員の給与に関する報告・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容(令和5年4月)

職員数	民間従業員と比較した職員			
柳 貝 奴	職員数	平均給与月額	平均年齢	
56, 381 人	31,643 人	379, 462 円	38.9 歳	

2 民間給与実態調査の内容(令和5年4月)

区 分	内容
調査対象規模	企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所
事 業 所 数	特別区内の 1,112 民間事業所を調査(調査完了 658 事業所)

3 公民比較の結果

〇月例給

民間従業員	職員	差
383, 184 円	379, 462 円	3,722 円 (0.98%)

(注) 民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差	
4.64月分	4. 55 月	0.09 月	

4 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な

措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差 3,722 円 (0.98%)を解消するため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は 2,526 円である。

5 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給者については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年4月1日時点の1,147人に対し、本年4月1日時点で864人、減少数は283人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の24人で約8%に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

Ⅱ 改定の内容

1 給料表

(1) 行政職給料表(一)

- ・ 初任給について、国や民間企業における初任給の動向等を踏まえて引上げ
- ・ 若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額の引上げ

	現行給料月額	改定後給料月額	改定額
I 類	188, 200 円	196, 200 円	8,000円
Ⅲ類	152, 100 円	158, 100 円	6,000 円

(2) その他の給料表等

- ・ その他の給料表は、行政職給料表(一)との均衡を考慮した改定
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ

2 特別給(期末手当·勤勉手当)

- 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.1 月引上げ (現行 4.55 月→4.65 月)
- ・ 支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、一般職員は勤勉手当に割り振り、管理職員 は期末手当及び勤勉手当に均等に配分

3 実施時期

・ 月例給:令和5年4月1日 特別給:条例の公布の日

(参考1)公民較差解消による配分

給料	諸手当	はね返り	計
3,102円	0 円	620 円	3,722 円

(参考2) 公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額(公民比較対象職員)

改定前	改定後	差
約 6,341 千円	約 6,443 千円	約 102 千円

人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

1 未来を切り拓く人材の確保と育成

- ・変化が激しく、複雑化・高度化する社会情勢を見据えた的確な対応が求められる
- ・職員の知識と経験等を最大限に活かすとともに、未来を切り拓く人材の確保と採用後の育成が不可欠

2 時代に応じた採用制度の見直し

■将来を見据えた人材確保・育成策の検討

- ・持続的に**魅力ある職場づくり**を進めることで、**有為な人材の確保**につなげることができる
- ・民間の動向も踏まえた採用制度の改善のみならず、**選考に関する基準や任命権者への委任の在り方等** についても研究
- ・主体的・積極的に取り組める**キャリア形成**に必要な研修とともに、**特別区の特性を活かした研修**を実施し、互いに高め合うことが重要

■障害者の雇用促進

- ・法定雇用率(2.6%)を達成した区は13区。法改正により、令和8年7月には3.0%となることから 更に障害者雇用を強力に推し進めることが必要
- ・常勤職員雇用のみならず多様な雇用形態促進、能力を発揮できる職場環境整備が必要
- ■自治体DXの推進に向けた人材の確保と育成
- ・複雑化・高度化する社会のニーズに応えるためには、**専門知識をもつ人材の確保は必須**であり、事務「ICT」職員、一般任期付職員、会計年度任用職員等の**多様な雇用形態の活用が重要**
- ・全職員のデジタルリテラシー向上のためのスキルアップ研修等の実施

■専門人材の活用

- ・行政が担うべき分野の拡大に伴い、専門的な知識や有為な人材確保が必要
- ・一般任期付職員の活用とともに、特定任期付職員の制度導入の検討が必要

3 人材の育成

■人事評価制度の適切な運用

- ・管理職への本人開示制度の整備及び評価者研修の確実な実施が必要
- ・全ての昇任選考等における複数年度の人事評価の活用により、選考の精度を高めることが必要

■管理職の確保と育成

- ・安定した区政運営を進めるため、管理職を担う人材を計画的に確保・育成
- ・種別 I 類は、中長期的に区政運営を担う人材、種別 II 類は、即戦力として期待

■女性活躍の推進

- ・女性職員の活躍に向けた**適切な目標管理**、能力のある職員の**登用を積極的に進める**
- ・昇任への不安解消に向けたサポートや**職場風土の醸成**に資する取組の推進
- 4 行政系人事・給与制度改正における現状と課題

勤務環境の整備等に関する意見

- 1 誰もが活躍できる勤務環境づくり
 - ・**ライフスタイルや働き方に対する価値観の多様化**に伴い、個性や事情が配慮される職場の環境づくり を推進
 - ・多様な働き方の選択で、個人の生活の豊かさ、仕事の質と組織全体の効率性・生産性を高める
 - ■職員のやりがいや意欲を高める環境づくり

(勤務環境の制度・整備等)

- ・テレワーク及び時差勤務制度の利用拡大、希望するときに利用できる環境整備促進
- ・フレックスタイム制及び勤務間インターバル制度導入の検討が必要

(仕事と生活の両立支援)

- ・誰もが性別にかかわりなく仕事と生活を両立するための支援制度が必要
- ・性別による**役割意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を変え**、誰もが働きやすい環境を整備するために、まずは、**男性職員の育児への更なる参加を促進**していくことが必要
- ・男性職員の育児休業取得率は 61.1%、各区における取得率には差がある

(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を尊重した勤務環境の整備)

- ・正しい知識を持ち、理解を更に深めていくことが必要
- ■魅力ある職場の基礎となる勤務環境づくり

(客観的な方法による労働時間の状況の把握)

- ・職員の労働時間の客観的な把握は法的義務
- ・職員の出勤・退勤時刻をタイムカード等により記録していない区(常勤職員2区、会計年度任用職員7区)は、直ちに対策を講ずることが必要

(長時間労働の是正)

- ・長時間労働の是正は重要。 I C T を活用した業務効率化、人員の配置等の方策を駆使し、超過勤務縮 減
- ・教職員の長時間労働是正は喫緊の課題。各教育委員会は、実効性の伴う対策が必要

(年次有給休暇の取得促進)

- ・国の目標値である取得率 70%以上を目安に目標値設定と取得促進対策が必要
- ・平均取得日数は全区で14日を上回っているが、職層別に差があり管理職の率先取得を推進

(メンタルヘルス対策の推進)

- ・病気休職者数のうち心の健康問題による割合は、80%を超え高水準で推移
- ・管理職の役割が重要。対応能力を向上させる研修の実施が必要
- ・職員のセルフケアが未然防止に有効、そのための研修が必要

(ゼロ・ハラスメント対策)

- ・根絶の第一歩は正しい知識と理解。全職員の定期的な研修受講が必要
- ・区の外部にも相談窓口を設置するなど、相談体制を拡充

2 区民からの信頼の確保

・コンプライアンス意識の醸成・向上、公平かつ厳正な懲戒手続の実践

【行政系人事・給与制度改正における現状と課題】

- ~ 制度改正から5年 ~
- ■職員構成の変化
- ・主任職の割合は減少、主査の割合は増加
- ・主任職及び係長職の30歳台職員の登用が進む
- ・係長職の拡大とともに、課長補佐・管理職の確保へ つなげる
- ■若年層職員の昇任意欲の醸成
- ・主任職昇任選考(種別A)受験率の減少 (平成29年度69.4%→令和4年度52.2%)
- 管理職, 4.1% 課長補佐, 5.2% 係長, 11.2% 係長,11.1% 主查.5.4% 主查.7.5% 主任,33.3% 主任,43.1% 2.1ポインオ増 主杳 主任 9.8ポイ가減 1級職,39.1% 1級職 7.9ポインサ増 1級職,31.2% H29.4.1 R4.4.1

(注) H29 の課長補佐は総括係長、主査は係内主 査、主任は主任主事、1級職は旧1・2級職

- ・主任職が係の中心的な役割を担い、キャリア形成のための最
 - 初の一歩にあたることを意識させながら、昇任意欲の醸成を行うことが必要
- ・若年層職員の増加を踏まえ、昇任へのモチベーション維持・向上のための試験制度の工夫や主任職の 定数管理に留意
- ■知識・経験が豊富な職員の活躍促進
- ・50 歳台職員については、係長職が増える一方、主任職に多く留まる
- ・知識や経験が豊富な職員の活躍を促すため、能力を発揮できる環境整備が必要
- ・特に主任職は、主要な職員の年齢構成が30歳台から50歳台と幅が広く、**能力を発揮できる役割の設定等、実態に応じた職の在り方について検討が必要**
- ・給与面においては、行(一) 2級において**高位号給職員の人数が増加していることに留意**(特に最高号給 適用者)。職員の平均給与が高くなり、公民比較において影響を及ぼす
- ■差額支給解消に向けた具体的取組の実施
- ・差額支給者は令和5年時点864人まで減少。解消に向け積極的かつ具体的な取組が必要



適正な職員構成や職の在り方の検討が必要

Ⅲ 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和5年度中における杉並区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	5年度 提起件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備考
0	0	0	0	

IV 不利益処分に関する審査請求の状況

令和5年度中における杉並区の審査請求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	5年度 提起件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
0	0	0	0	

杉並区職員白書 令和6年度(2024)

令和6年9月発行

編集•発行 杉並区総務部人事課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (03)3312-2111(代)

☆杉並区のホームページでご覧になれます。 https://www.city.suginami.tokyo.jp